

第三次 宇佐市食育推進計画

令和2年3月
大分県 宇佐市

はじめに



「食」は健やかな体を育むために欠かせないだけでなく、色々な食材や料理にふれて楽しく美味しく食べることで豊かな心を育みます。また、地元でつくられる農林畜水産物や加工品の価値を理解して高めていくことで、宇佐を訪れる人にも誇れる宇佐の「食」が育まれます。

現在、我が国においては、食生活の乱れや生活習慣病、食文化に対する意識の希薄化、食の安全に対する不安の高まり、食についての情報の氾濫等の様々な食をめぐる課題が存在します。本市においては、朝食欠食や薄味に対する意識の低下、食文化や地元食材の利用への関心の低さ、食育活動の人材と場の減少等が課題となっています。

このような中、食育基本法や国の「食育推進基本計画」、県の「大分県食育推進計画」を踏まえ、「第二次宇佐市食育推進計画」における取り組みの成果と課題を検証するとともに、今後10年間の食育を効果的かつ計画的に推進するために「第三次宇佐市食育推進計画」を策定しました。

本計画では、宇佐市の食をめぐる課題に対して、めざす方向性と目標を定め、「朝ごはん」、「安全安心・バランス食」、「食育体験」、「ふるさとの味」、「地産地消」、「美しい郷土」、「食育の環」の7項目を重点的・優先的に取り組むべきシンボルプロジェクトとしています。

今後は本計画のもと、恵まれた自然環境や豊富な地場産物、特色のある郷土料理等の本市の特徴を活かし、食育推進関係者が一体となって食育を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました食育推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

宇佐市長 是永修治

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
1	計画策定の目的	1
2	国や県の動向	2
3	第二次計画の取り組みと評価	3
第2節	計画の位置づけと期間	5
第2章	食をめぐる現状と課題	6
第1節	食をめぐる現状	6
第2節	食をめぐる課題	12
第3章	宇佐市がめざす食育	14
第1節	基本理念	14
第2節	めざす方向性と目標	14
第4章	食育推進のための取り組み	15
第1節	重点的・優先的な取り組み	15
第2節	地域一体となって進める取り組み	30
第3節	計画の評価指標と見直し	31
参考資料		32
1	食をめぐる現状（本編掲載分以外）	32
2	食育推進事業一覧	38
3	食育推進会議設置要綱・食育推進本部設置要綱	42
4	第三次宇佐市食育推進計画策定関係者名簿	45
5	第三次宇佐市食育推進計画策定の経過	47

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 計画策定の目的

「食」は生きるうえでの基本であって、心身の健康を保ち、日々の生活を充実させるために欠かすことができません。

しかし、現在は社会環境がめまぐるしく変化し、人々の価値観や食生活は多様化し、日々の生活に追われることで、「食」の大切さは忘れられがちです。

朝食の欠食をはじめとする食生活のリズムの乱れ、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、肥満、生活習慣病が問題となっています。その一方で、過度のスリム志向や高齢者の低栄養状態等も大きな問題となっています。

また、古くから伝えられてきた地域の伝統的な食文化に対する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。

さらに、食品の表示偽装や異物混入等により、食の安全に対する不安は高まるなか、食についての情報は社会に氾濫している状況です。

本市においては、穏やかな海や緑豊かな森林等の豊かな自然環境に恵まれ、その中でねぎやぶどうやゆず等の様々な農林水産物が育まれ、鶏めしやガン汁等の地域に特色のある郷土料理が受け継がれています。

そして、本市では平成22年に「宇佐市食育推進計画」、平成27年には「第二次宇佐市食育推進計画」を策定し、様々な食育推進関係者（学校教育及び子育て支援関係者、農林水産業関係者、食育活動団体及び個人、地域、家庭、行政）が互いに連携しながら、多種多様な取り組みにより食育の推進に取り組んできました。

このようななか、第二次宇佐市食育推進計画が令和元年度で計画期間を終了することから、食育推進関係者が一体となって食育を推進し、市民一人ひとりが「食」への意識を高め、様々な経験、体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を送れるよう、「第三次宇佐市食育推進計画」を策定します。

「食育」とは（食育基本法）

- ・生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること

2 国や県の動向

国は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成 17 年に「食育基本法」を施行し、平成 18 年に「食育推進基本計画」、平成 23 年に「第 2 次食育推進基本計画」を策定しました。

その後の社会情勢や環境の変化にともない、単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援や、若い世代の食生活の改善、食文化の継承等の課題も多くみられるようになったことから、平成 28 年に「第 3 次食育推進基本計画」を策定しました。

「第 3 次食育推進基本計画」においては、次の 5 つを重点課題として提示し、国、都道府県、市町村、関係機関・団体等の多様な関係者により食育の推進に取り組んでいます。

【5つの重点課題】

- ① 若い世代を中心とした食育の推進
- ② 多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

こうした中、大分県では、平成 18 年に「大分県食育推進計画」を策定し、「健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり」と「次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり」を基本目標とし、「うまい・楽しい・元気な大分」を目指して、食育推進体制の整備や食育活動者の育成、健やかな食生活を実践できる県民の育成、大分の食で創る魅力あふれる地域づくり、環境に配慮した食育の推進に取り組んできました。

また、平成 23 年策定の「第 2 期大分県食育推進計画」では、「食育の見える化」を図り、家庭、保育所、学校、事業所、地域等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、地域の特性を活かした食育の推進に取り組んできました。

これまでに取り組んできた体制整備や食育活動者の育成、多方面の相互連携については徐々に定着しつつあるとの認識のもと、平成 28 年策定の「第 3 期大分県食育推進計画」では、関係者・関係機関の食育推進のための各種の取り組みの中で、一人ひとりが「食べ物を選ぶ力」、「地域素材や旬の味がわかる力」、「地域の食文化を活かした料理ができる力」、「食べ物のいのちを感じる力」、「元気な体がわかる力」、「食卓でマナーを学ぶ力」の「6 つの力」を身につけていくことを目標としています。

3 第二次計画の取り組みと評価

第二次計画では、下図の3つの方向性、9つの目標、7つのシンボルプロジェクトをもとに取り組みを行いました。



- ・小中学校で「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、授業で朝食の大切さ等を学習しました。
- ・バランスランチョンマットやバランスレシピ集を作成して、試食提供等を行いました。
- ・麦の収穫や貝掘り等の食材にふれる体験や、その食材を使った料理教室を行いました。
- ・学校等で郷土料理教室を行い、イベント等において郷土料理の試食提供を行いました。
- ・地場産物を学校給食に活用し、ブランド化やイベント等でのPRを行いました。
- ・生ごみや食品ロスを減らすための運動や生ごみ処理機購入費補助を行いました。
- ・食育いろはカルタの作成と活用、イベント等での食育体験コーナーの設置を行いました。

第二次計画を効果的に推進するために、達成指標を設定しており、後述のアンケート調査の結果等から評価を行いました。

評価方法は、平成 30 年度値が目標値に達しているものを○、目標値に達していないが改善がみられるものを△、改善がみられないものを×としています。

目標達成 (○)	13 個
目標値に達していないが改善がみられる (△)	4 個
改善がみられない (×)	9 個

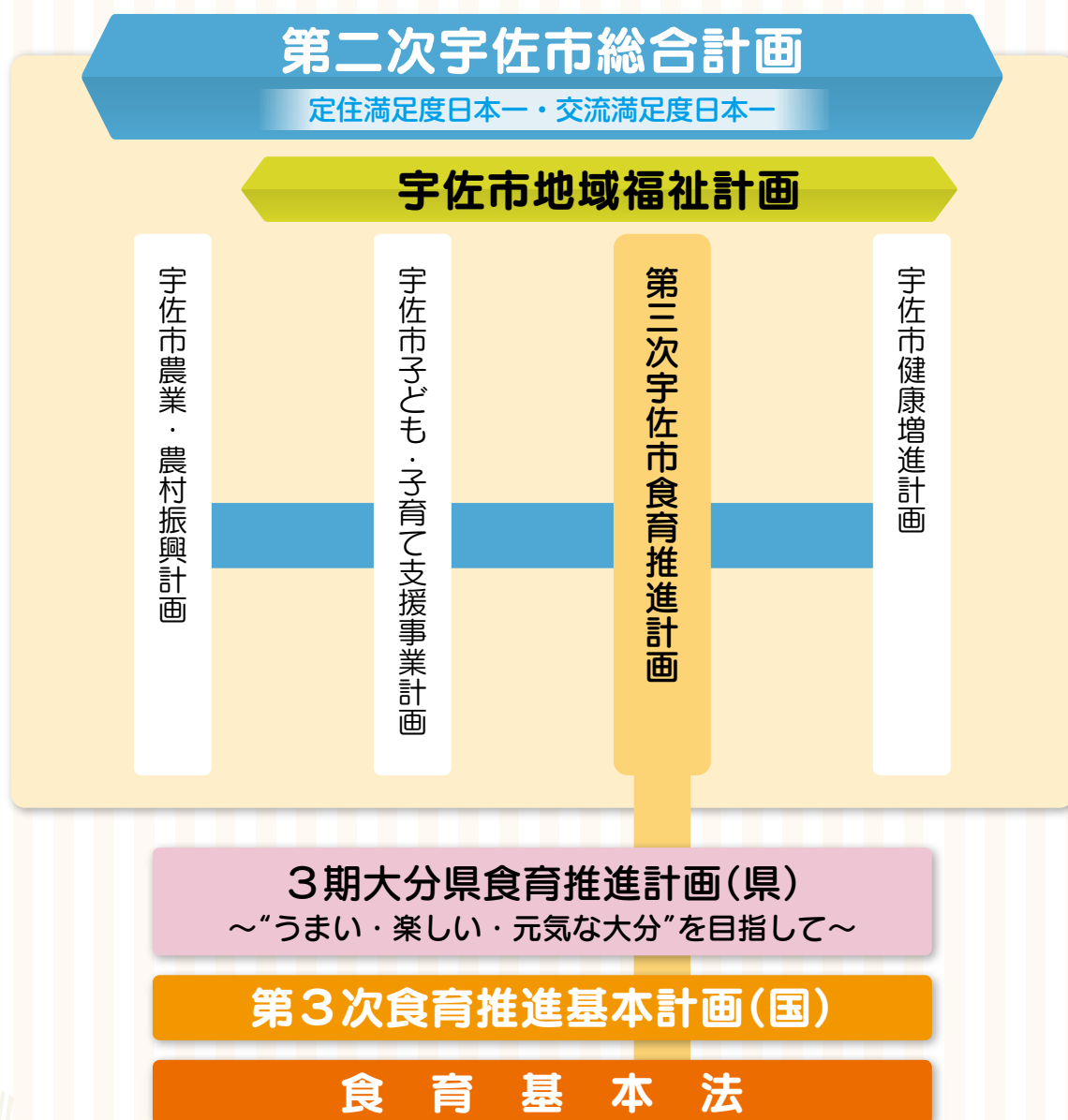
ほぼ3分の2の項目について、目標の達成または改善がみられますが、朝食欠食、メタボリックシンドローム、薄味の意識、野菜の摂取、農業・漁業体験の項目については改善がみられません。

■ 第二次宇佐市食育推進計画の評価 ■

食育推進シンボル プロジェクト名		達成指標	対象	平成 26 年度	目標値	平成 30 年度	評 価
「毎日食べよう！ 朝ごはん」 プロジェクト	1	朝食を毎日食べる人の割合	子ども	89%	95% 以上	93%	△
			大人	85%	94% 以上	83%	×
	2	野菜を毎食食べる人の割合	子ども	35%	39% 以上	43%	○
			大人	44%	48% 以上	35%	×
「とりすぎ注意！ 余分三兄弟」 プロジェクト	3	メタボリックシンドローム該当者 及び予備軍の割合	該当者	20%	15% 以下	21%	×
			予備軍	12%	10% 以下	12%	△
	4	家庭の味付けでいつも薄味を意識 する人の割合	子どもの親	28%	31% 以上	25%	×
			大人	45%	50% 以上	33%	×
	5	夕食から寝るまでの間に間食（おかし、 ジュース、アイス）をする人の割合	子ども	50%	45% 以下	26%	○
			大人	36%	32% 以下	14%	○
	6	食事バランスに気をつける人の割合	子ども	—	70% 以上	70%	—
			大人	—	80% 以上	58%	—
「やってみよう！ 食育体験」 プロジェクト	8	一人で食事をする子どもの割合	朝食	24%	22% 以下	17%	○
			夕食	8%	7% 以下	3%	○
	9	食事の際「いただきます」など 挨拶をする人の割合	子ども	86%	90% 以上	95%	○
			大人	70%	80% 以上	81%	○
	10	農業体験をしたことのある人の割合	子ども	73%	80% 以上	60%	×
			大人	77%	85% 以上	70%	×
	11	漁業体験をしたことのある人の割合	子ども	68%	75% 以上	42%	×
			大人	68%	75% 以上	56%	×
「伝えよう！ ふるさとの味」 プロジェクト	12	宇佐市の郷土料理を知っている人 の割合	子ども	29%	40% 以上	95%	○
			大人	59%	70% 以上	90%	○
「こだわろう！ 地元の食材」 プロジェクト	13	買い物の際、地元産を積極的に選 ぶ人の割合	壮年期	31%	34% 以上	77%	○
			高齢期	38%	42% 以上	79%	○
「守ろう！ 美しい郷土」 プロジェクト	14	生ゴミ処理機やコンポストの購入状況	市の補助で 購入	597 台	1000 台 以上	744 台	△
「広めよう！ 食育ことば普及」 プロジェクト	15	食育に関心がある・ どちらかといえばある人の割合	子ども	47%	52% 以上	84%	○
			大人	67%	74% 以上	78%	○

第2節 計画の位置づけと期間

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定された市町村食育推進計画として位置づけます。また、関係各課の諸計画・施策等との調和や家庭、学校、地域等と連携を図ることで、本市の「食育」を具体的かつ計画的に推進し、第二次宇佐市総合計画後期基本計画の目標である「定住満足度日本一・交流満足度日本一」の実現を目指すための主要施策とします。



また、本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、令和6年度に中間評価を行います。

なお、今後の社会情勢の変化や県及び本市の状況の変化に伴い、計画の見直しが必要な場合は期間中においても弾力的に対応します。

第2章 食をめぐる現状と課題

第1節 食をめぐる現状

本市の食をめぐる現状を把握するために、健康づくりに関する市民アンケート調査を行いました。調査は、下記に示す対象者ごとに9種類の調査を、平成31年1月から2月にかけて、郵送配布、回収を行う郵送調査法により実施しました。

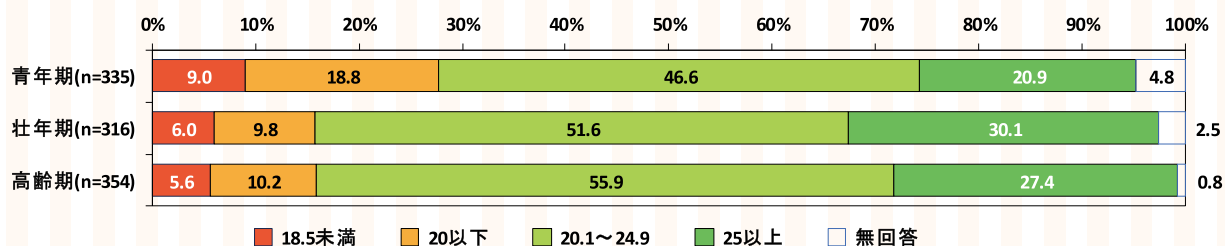
対象者は、各ライフステージにおいて世帯から無作為に1人を抽出しました。(同一世帯は重複しないように調査しました)

ライフステージ	対象者	配布・回収状況
乳幼児期	① 乳児	発送数 200 回収数 109 回収率 54.5%
	② 1歳児、3歳児	発送数 600 回収数 317 回収率 52.8%
	③ 6歳児	発送数 300 回収数 170 回収率 56.7%
学童・思春期	④ 11歳	発送数 400 回収数 191 回収率 47.8%
	⑤ 14歳	発送数 400 回収数 191 回収率 47.8%
	⑥ 17歳	発送数 400 回収数 110 回収率 27.5%
青年期	⑦ 18～39歳	発送数 1600 回収数 335 回収率 20.9%
壮年期	⑧ 40～64歳	発送数 900 回収数 316 回収率 35.1%
高齢期	⑨ 65歳以上	発送数 700 回収数 354 回収率 50.6%

(注) 上記9種類の調査は以下のように回答を記入していただいています。

- ①保護者及び妊娠中のことについて、保護者が記入
- ②～⑤子ども及び保護者のことについて、保護者が記入
- ⑥～⑨本人のことについて、本人が記入

問 BMIについて（身長と体重から算出）



青年期は他の世代よりやせ（BMI 18.5 未満）が多く、壮年期ではやせの割合が減り、肥満（BMI 25 以上）が多くなります。高齢期では、要介護や死亡リスクが高くなるとされている低栄養傾向（BMI 20 以下）の割合が 15.8%となっています。

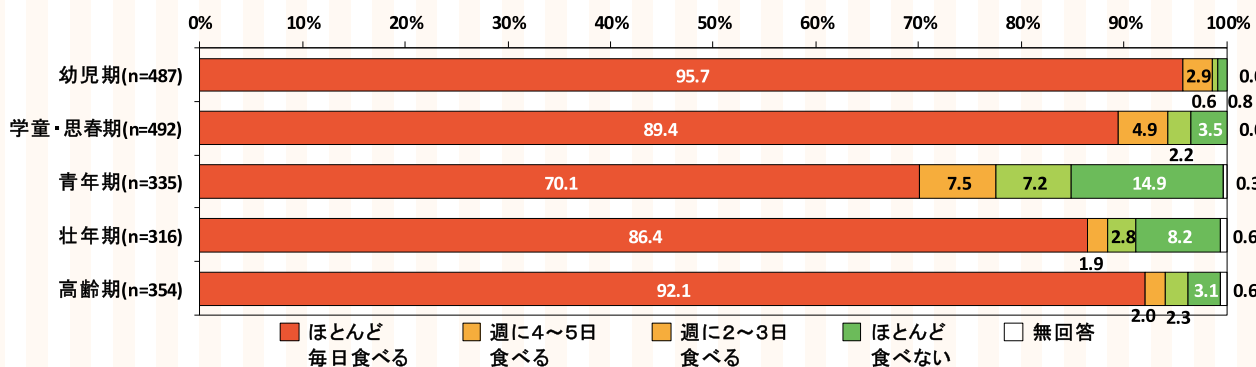
（参考 1）BMI について

〔体重 (kg)〕÷〔身長 (m) の 2 乗〕で算出される値で肥満や低体重（やせ）の判定に用いられます。日本肥満学会の定めた基準では 18.5 未満が「低体重（やせ）」、18.5 以上 25 未満が「普通体重」、25 以上が「肥満」で、肥満はその度合いによってさらに「肥満 1」から「肥満 4」に分類されます。

（参考 2）低栄養傾向の者について

「健康日本 21（第二次）」では、「やせあるいは低栄養状態にある高齢者」ではなく、より緩やかな基準を用いて「低栄養傾向にある高齢者」の割合を減少させることを重視しています。その際、「低栄養傾向」の基準として、要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなるポイントとして示されている BMI20 以下を指標として設定しています。

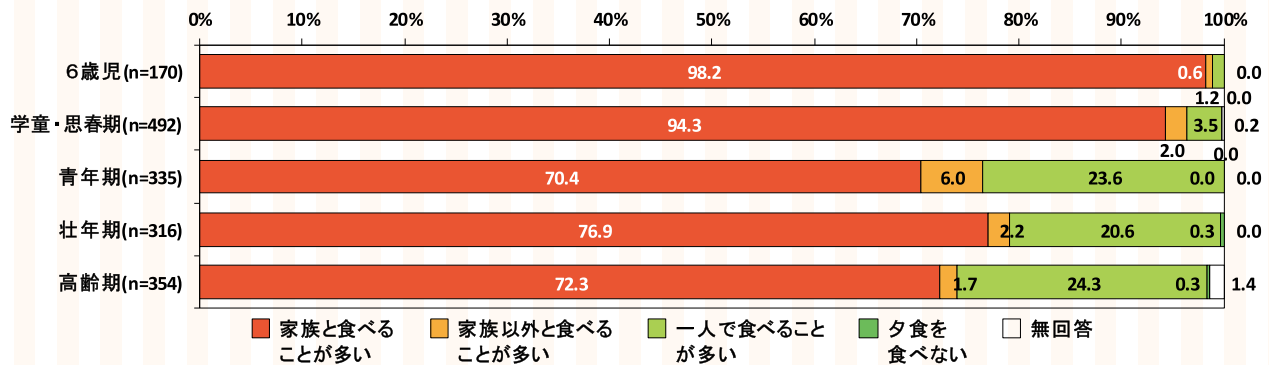
問 朝食を食べていますか。



朝食は、栄養素の補給のためだけでなく、睡眠の質等の生活リズムや、心の健康、学力や体力にも関係しています。

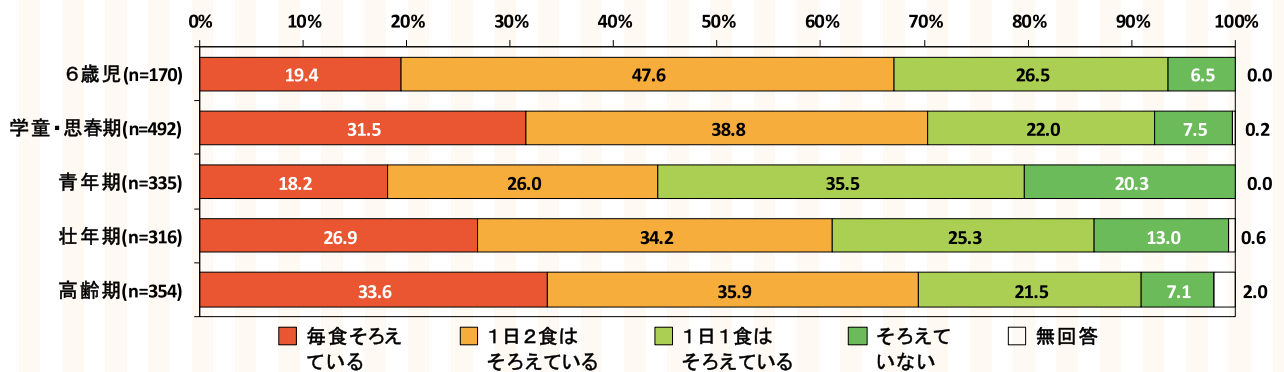
幼児期の時は、「ほとんど毎日食べる」が 95.7%ですが、成長にともない減少しており、学童・思春期は 89.4%、成人となった青年期では 70.1%まで減少しています。その後は、年齢が高くなるとともに増加しています。

問 夕食は誰かと一緒に食べますか。



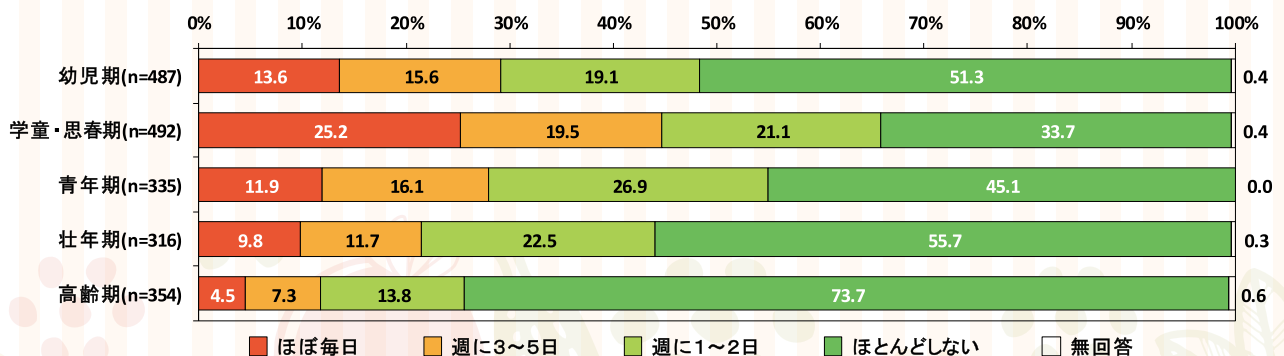
夕食についてみると、「家族と食事が多い」が多くなっています。6歳児、学童期・思春期では「家族と食事が多い」が100%近くですが、青年期、壮年期、高齢期では70%台にとどまっています。

問 主食・主菜・副菜をそろえた食事をしていますか。



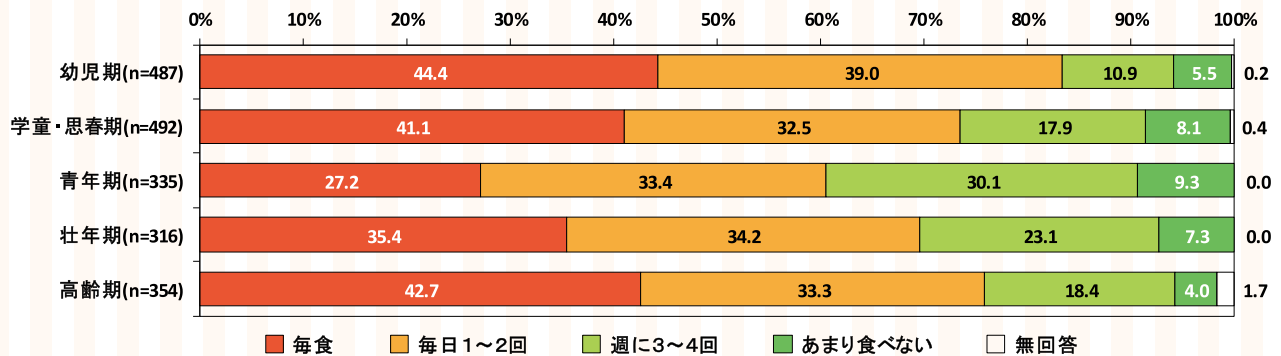
主食・主菜・副菜をそろえた食事をしているかどうかをみると、「毎食そろえている」は学童・思春期 (31.5%)、高齢期 (33.6%) で30%を超えていますが、それ以外では20%台にとどまっています。その中でも、6歳児では19.4%と少なくなっています。

問 夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることがありますか。



夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることについてみると、育ち盛りの学童・思春期で「ほぼ毎日」が25.2%と多くっており、「週に1〜2日」まで含めると、65.8%、約3人に2人となります。

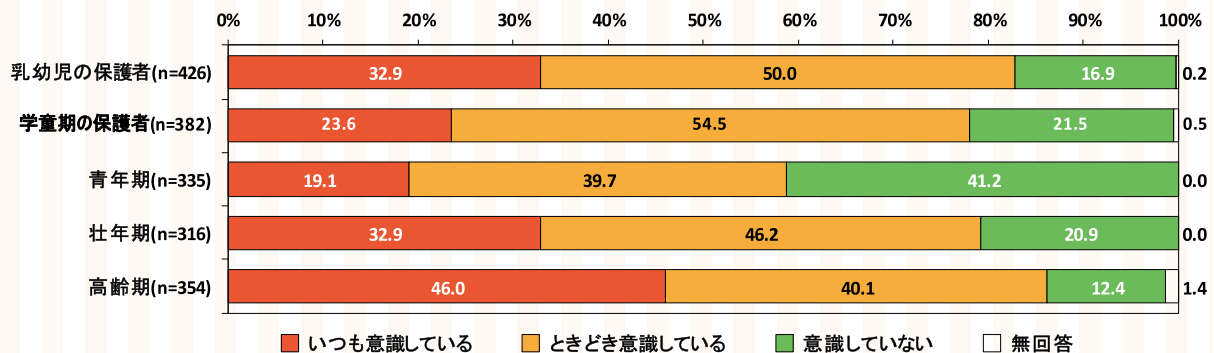
問 野菜を食べますか。



野菜は、主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源であり、しっかりとって栄養バランスをよくすると、様々な病気のリスクが低下します。

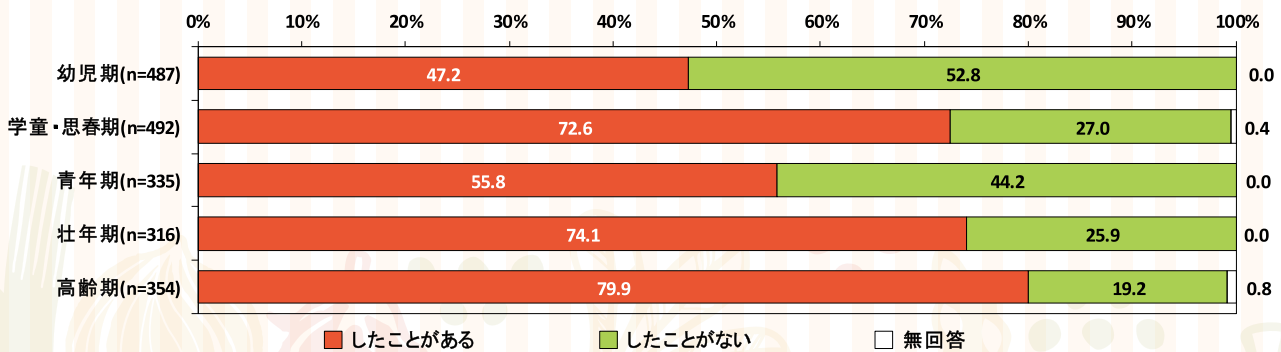
野菜の食べ方をみると、青年期での摂取率が少なくなっており、「毎食」は27.2%と30%を下回っています。

問 家庭の食事は薄味を意識していますか。



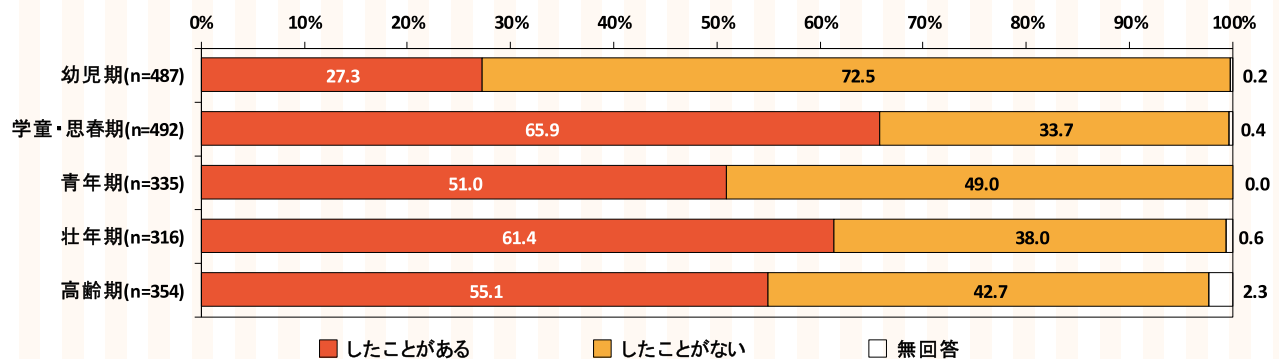
家庭の食事で薄味を意識しているかどうかをみると、青年期以外では、意識している（「いつも意識している」＋「ときどき意識している」）が80%前後を占めていますが、青年期では58.8%と少なくなっています。

問 農業体験をしたことがありますか。



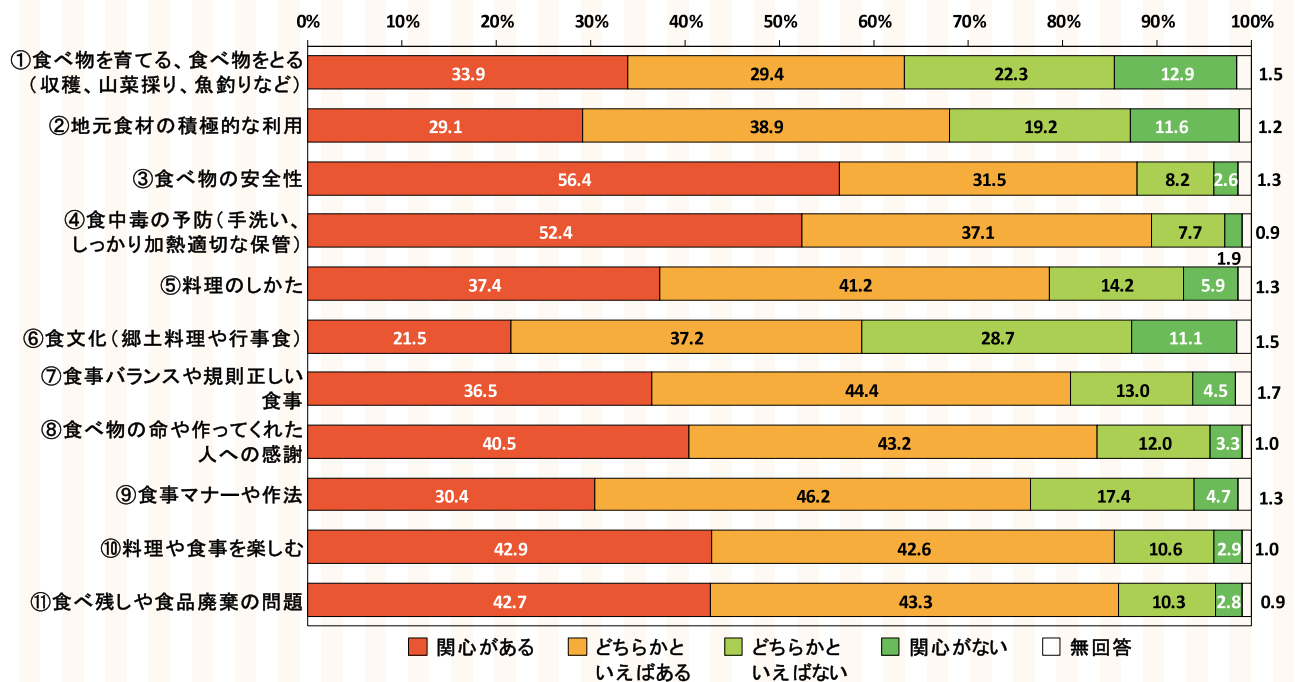
農業体験としては、幼児期で47.2%と少なくなっていますが、学童・思春期は72.6%と多くなっています。

問 漁業体験をしたことがありますか。



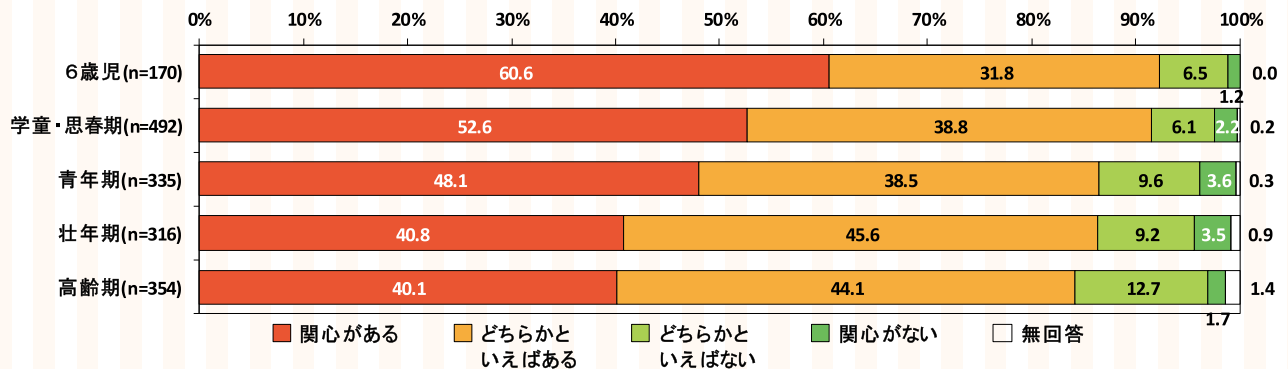
漁業体験も、学童・思春期が 65.9%と多くなっています。

問 次の食育に関する項目に関心がありますか。



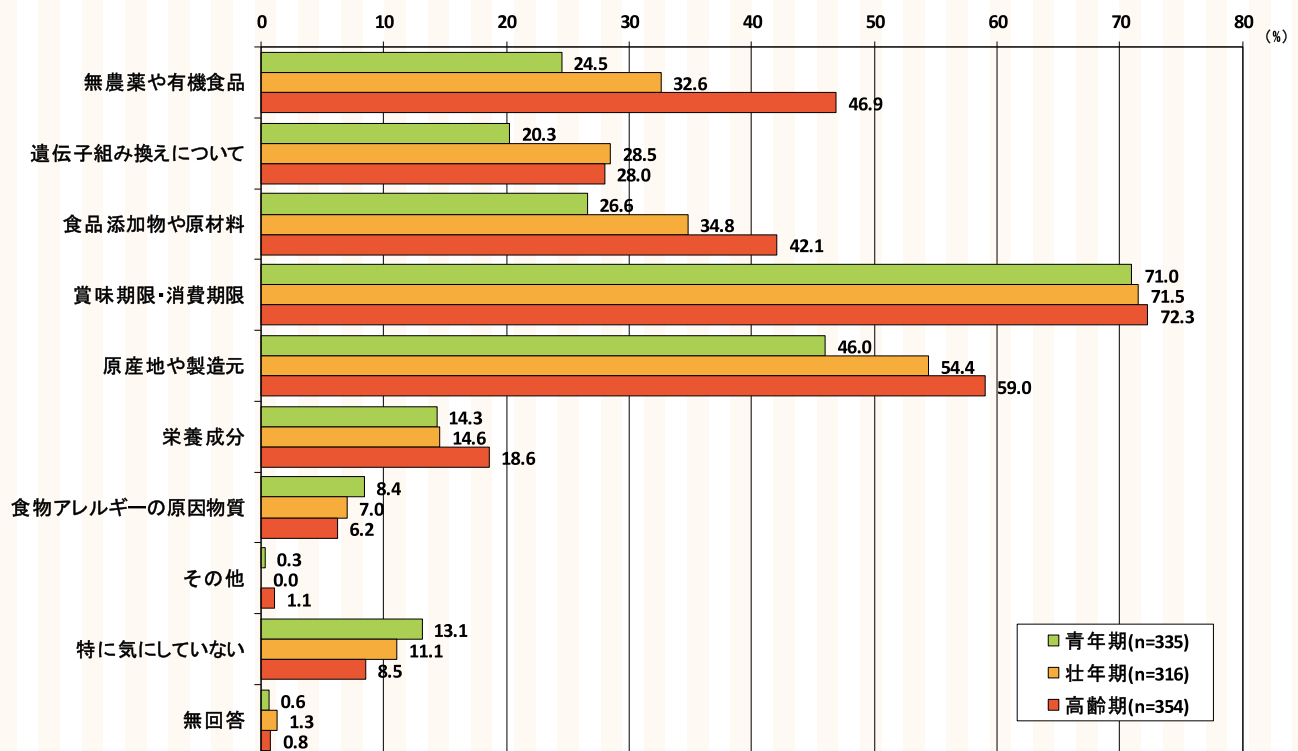
関心がある、どちらかといえばあるを足した割合を比較すると、食べ物を育てる、食べ物をとる(収穫、山菜採り、魚釣り等)、地元食材の積極的な利用、食文化(郷土料理や行事食)が約 60～70%と他の項目に比べて低くなっています。

■ 料理や食事を楽しむ



料理や食事を楽しむことに関して、年齢が高くなるとともに、関心が薄くなっています。

問 安全な食べ物を購入するために基準としていることはありますか。



安全な食べ物を購入するために基準としていることとしては、「賞味期限・消費期限」が各年齢層とも最も多くなっています。

次いで「原産地や製造元」、「無農薬や有機食品」、「食品添加物や原材料」等も多くなっていますが、年齢が高いほど、こうしたことへの意識が強くなっています。

第2節 食をめぐる課題

本市の食をめぐる課題について、アンケート調査の結果及び、食育推進関係者が日々の取り組みを行うなかで実感していることを、世代別や分野別にまとめました。

乳幼児期

アンケート調査からみえる課題

- ・朝食を食べる習慣や夕食を誰かと食べる習慣等の食育に関する習慣や意識は、他の世代よりもおおむね良い傾向となっています。しかし、わずかではありますが朝食の欠食や夕食の孤食等も存在します。
- ・乳幼児期の食事は保護者に頼らざるをえないため、保護者に対して、食育が乳幼児の成長にとってどれほど大切であるかという啓発を行い、成長に見合った食習慣が身につくような意識づけが必要です。

食育推進関係者が考える課題

- ・子どもの朝食欠食、食前のお菓子の食べすぎによる欠食、ジュースの与えすぎがあります。また、子どもの生活に関する実態調査では、生活困窮度が高くなるほど朝食を毎日とる子どもの割合が少ない状況です。
- ・子どもの保護者の朝食欠食（特に乳児の保護者）や、お菓子を毎日食べる方が多く、糖や飽和脂肪酸のとりすぎがあります。
- ・子どもの食育も大切ですが、特に子どもの保護者への食育が十分ではありません。

学童・思春期

アンケート調査からみえる課題

- ・夕食後に間食をとる割合が他の世代よりも多くなっており、お菓子やアイスの過剰摂取や不適切なとり方は肥満の原因となり、将来の生活習慣病につながることを伝えていくことが大切です。
- ・青年期以降、食育に関する様々な意識が低い傾向となるため、この時期にしっかりと意識づくりをしていく必要があります。

青年期

アンケート調査からみえる課題

- ・朝食を毎日食べる人が7割にとどまっており、主食・主菜・副菜をそろえた食事をする割合も世代の中で最も低く、約4割が薄味を意識していない等の現状があるため、若いときから規則正しくバランスのよい食事をすることの大切さを啓発していく必要があります。
- ・地元食材の積極的な利用等の様々な食育に関する意識が他の世代よりも低い傾向にあります。

壮年期

アンケート調査からみえる課題

- ・青年期の食育の課題が壮年期になると改善しつつありますが、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしていない人が約1割、薄味を意識していない人が約2割と少なくありません。特に生活習慣病が増える世代であるため意識づけが必要であり、高齢期に向けて、健康を維持・増進できるように食事のあり方を伝えていくことが大切です。
- ・料理や食事を楽しむことへの関心は、世代が上がるほど低くなっています。

高齢期

アンケート調査からみえる課題

- ・高齢期になると壮年期よりも健康に関する意識や習慣は改善しますが、料理や食事を楽しむことへの関心は壮年期から引き続いて低いままとなっています。ただ食べるというだけでなく、余裕をもって食事を楽しむための啓発を行っていく必要があります。
- ・要介護や死亡リスクが高くなるとされている低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者の割合は、約 2 割という状況です。

食育推進関係者が考える課題

- ・様々な要因により、高齢者が十分な調理や食事ができていません。また、それらの状況の早期発見、適切な支援、ニーズに応じたサービスの創出が求められます。
- ・口腔機能や食欲の低下等から起きる低栄養は、認知機能や免疫力の低下、筋肉量や骨量減少を引き起こすため、対策が必要です。

地場産物や食文化について

アンケート調査からみえる課題

- ・食べものを育てる、食べものをとること（収穫、山菜採り、魚釣り等）、地元食材の積極的な利用、食文化への関心が低い状況です。

食育推進関係者が考える課題

- ・地場産物の自給率を高めていくにはどうすればよいか検討が必要です。
- ・地場産物が非常に高品質にも関わらず認知されていません。パッケージ化、販売場所の設置、他課と連携して周知を図っていく必要があります。
- ・食文化は伝えていかないと途絶えてしまいますが、若い人はあまり関心をもちません。また、伝えたい人が食育の場に参加せず、食育に協力的な方も少ない状況です。

食品の安全性について

アンケート調査からみえる課題

- ・安全な食べものの購入について、約 1 割が特に気にしておらず、食物アレルギーについての意識は全世代で 1 割未満であり、他の食品表示の項目よりも低い状況です。

自然環境や食品廃棄について

食育推進関係者が考える課題

- ・年間約 9,400 トンもの燃やせるごみが捨てられており、そのうち約 4 割を占める生ごみの減量や、その大部分の水分を減らすことが求められます。また、食品廃棄や食品ロスに対する積極的な取り組みも必要です。

食育の活動について

食育推進関係者が考える課題

- ・食育活動を行う人材の減少や高齢化、教室やイベント出展等の活動の場が減少しています。
- ・多岐にわたる食育をどのように取り組むか、何を優先的に取り組むのか判断が難しいことがあります。

第3章 宇佐市がめざす食育

第1節 基本理念

社会情勢や環境の変化に対応するために国や県の動向を踏まえ、本市の特性を活かした第二次計画の取り組みを引き継ぎ、宇佐市がめざす食育の基本理念を次のように定めます。

**市民が自然や地域とふれあいながら食の大切さを知ることにより、
生きる力を身につけ、健やかな体と豊かな心を育みます。
また、ふるさとに親しみをもちながら地産地消を推進し、
環境と調和した地場産物づくりを目指します。**

第2節 めざす方向性と目標

上記の理念を実現するため、本市が目指す食育の方向性を3つの大きな柱をもって定めます。

1. 健やかな体づくり

食に関する正しい知識や適切な判断力をもち、安全安心な食べものを積極的に活用し、バランスのとれた規則正しい生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康的な食生活を実現し、心身ともに健やかな体を育みます。

2. 豊かな心づくり

家族や友人と笑顔があふれる食卓を囲み、料理を通じて食べものの命や料理をつくってくれる人への感謝の心を持ち、宇佐市に古くから伝わる伝統的な郷土の食文化を次世代へ引き継いでいくことで、食べものや文化を大切にする豊かな心を育みます。

3. 環境と調和した地場産物づくり

地元でつくられる農林水産物や加工品にふれ、味わうことで、地場産物を見つめ直すとともに、地場産物がつくられる宇佐の豊かな自然環境に配慮することで、市民だけでなく、宇佐を訪れる人にも誇れる環境と調和した地場産物を育みます。

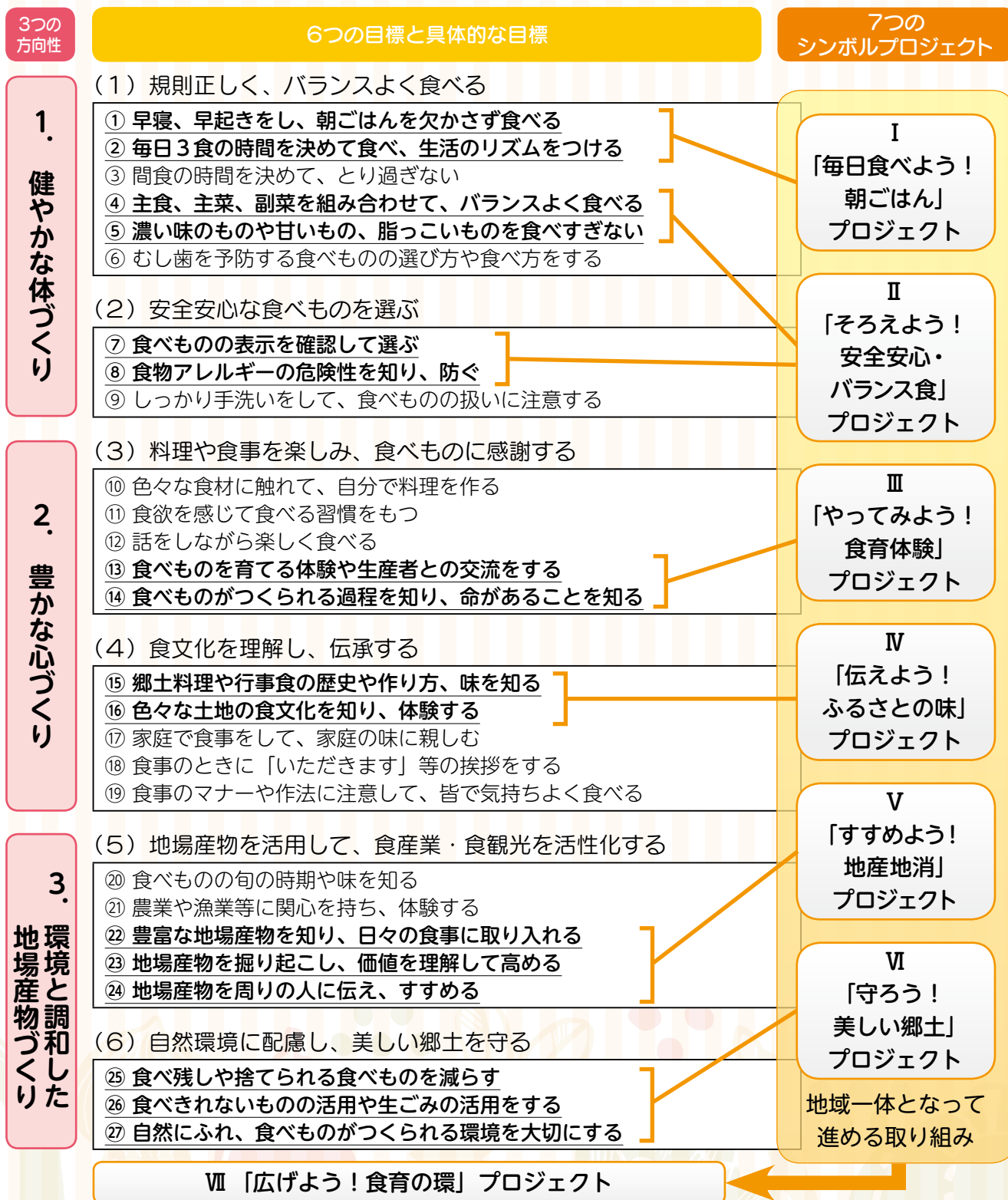
3つの大きな方向性に基づき、市民が目指す6つの目標を定めます。

- (1) 規則正しく、バランスよく食べる
- (2) 安全安心な食べものを選ぶ
- (3) 料理や食事を楽しみ、食べものに感謝する
- (4) 食文化を理解し、伝承する
- (5) 地場産物を活用して、食産業・食観光を活性化する
- (6) 自然環境に配慮し、美しい郷土を守る

第4章 食育推進のための取り組み

第1節 重点的・優先的な取り組み

基本理念や3つの方向性、6つの目標のもと、さらに具体的な目標を下記にまとめ、地域が一体となって重点的・優先的に取り組むべきものを、7つのシンボルプロジェクトとして設定します。



I 「毎日食べよう！朝ごはん」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

1. 健やかな体づくり

(1) 規則正しく、バランスよく食べる

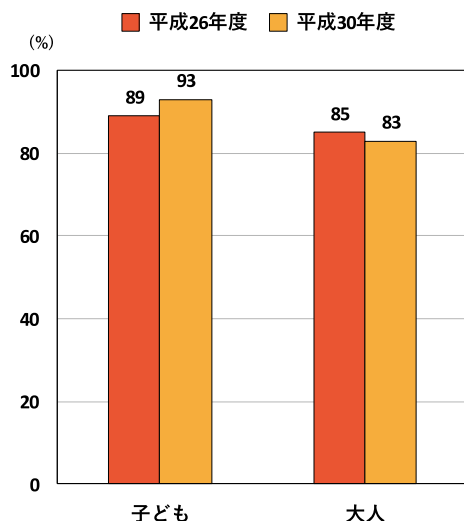
- ①早寝、早起きをし、朝ごはんを欠かさず食べる
- ②毎日3食の時間を決めて食べ、生活のリズムをつける

現状と課題

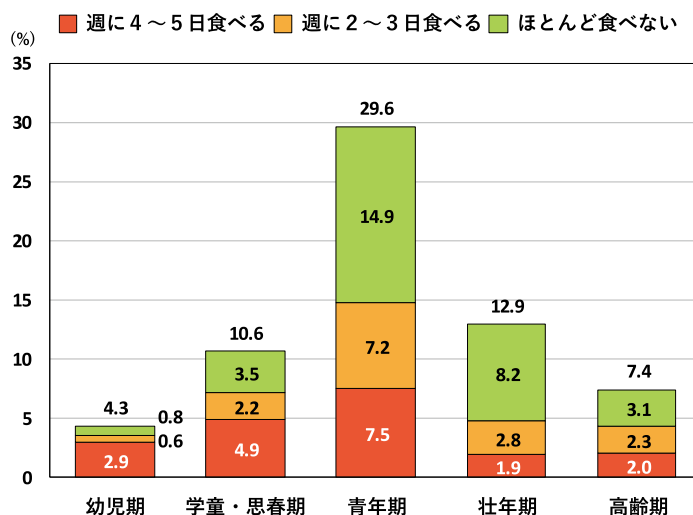
朝食を規則正しく食べることは、一日の生活リズムを整えるうえで特に重要ですが、本市では朝食を毎日食べる大人が減少しており、わずかですが幼児期でも朝食欠食が存在する状況です。

このような状況から、「毎日食べよう！朝ごはん」プロジェクトを行います。

■ 朝食を食べる人の割合



■ 朝食を食べていない人の割合（平成30年度）



朝食を毎日食べるとこんないいこと

朝食を毎日食べる人は、そうでない人と比較して…

- ① 中学生、成人を対象とした研究では、ストレスを感じていない人が多いことが報告されています。^{※1}
- ② 小学生～大学生を対象とした研究では、「イライラする」「集中できない」といった訴えが少なく、心の状態を良好に保つことができていたことが報告されています。^{※2}
- ③ 小学生や中学生を対象とした研究では、家族や友人について「大切だ」「一緒にいて楽しい」などと肯定する気持ちが強いことが報告されています。^{※3}

朝食を毎日食べるとこんないいこと

朝食を毎日食べる人は、そうでない人と比較して…

- ① 中学生を対象とした研究では、学力が高い（学校の成績や学力テストの点数がよい）ことが報告されています。^{※1}
- ② 小学生～高校生を対象とした研究では、学習時間が長いことが報告されています。^{※2}
- ③ 小学生～成人を対象とした研究では、体力測定の結果がよいことが報告されています。^{※3}

出典：「食育」ってどんないいことがあるの？（農林水産省）

具体的な取り組み

- ・ 家庭においては、家族で朝食の大切さを認識しあい、食べる習慣がなければ用意しやすく食べやすいものを食べることから始める。
- ・ 学校教育及び子育て支援関係者においては、朝食等の生活習慣チェックや朝食の大切さについての学習を行う。
- ・ 地域や食育関係団体等においては、手軽に作れる朝食料理教室の開催や、子どもたちの登校時に朝食についての声かけを行う。
- ・ 行政においては、地域や学校等と連携して朝食の大切さの啓発講話やパンフレット配布、手軽に作れる朝食メニューの情報発信を行う。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
小・中学校にて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	各学校において特別活動や授業の中で朝食の大切さ等、学習する。また、家庭と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」の実践に向けた取り組みを工夫する。	学校教育課
元気なうさっ子を育てる食育事業	地域子育て支援拠点、保育園等と協働し、保護者を対象に「早寝早起き」「朝ごはんを食べよう」等の食育の内容にそったミニ講話や調理実習を行う。	子育て支援課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 10 年度)
朝食を毎日食べる人の割合	子ども (6～17 歳)	91%	100%
	大人 (18 歳～)	83%	88% 以上
食事バランスや規則正しい食事に関心がある人の割合	子ども (6～17 歳)	85%	90% 以上
	大人 (18 歳～)	81%	86% 以上

コラム

元気なうさっ子を育てる食育事業

子育て支援課では、元気なうさっ子を育てる食育事業をすすめる目的で子をもつ保護者を対象に、出前講座として食育ミニ講話や調理実習体験等を行っています。

講話の内容は食に関するテーマに沿って行っています。

【例】○朝ごはんを食べるとどうして体にいいの？

～かんたん朝ごはんのすすめ～

○お菓子やジュースにはどれくらい糖分が含まれているの？

～上手なおやつのと리카たについて～

○歯を大切にしておいしく食べよう

～よく噛んで強い歯を育てよう・歯のケアについて～

☆その他にもとりわけ離乳食（調理実習）等、ご希望に合わせて実施いたします



Ⅱ 「そろえよう！安全安心・バランス食」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

1. 健やかな体づくり

(1) 規則正しく、バランスよく食べる

- ④主食、主菜、副菜を組み合わせ、バランスよく食べる
- ⑤濃い味のものや甘いもの、脂っこいものを食べすぎない

(2) 安全安心な食べものを選ぶ

- ⑦食べものの表示を確認して選ぶ
- ⑧食物アレルギーの危険性を知り、防ぐ

現状と課題

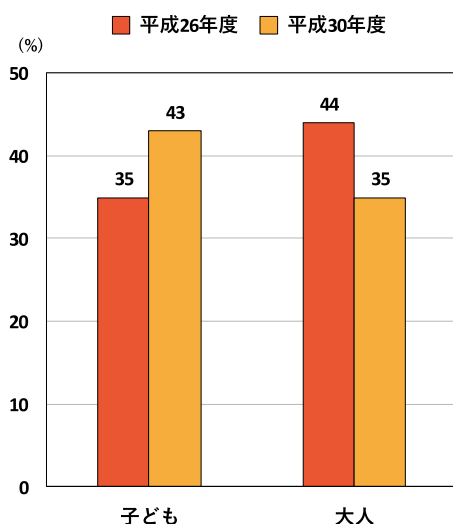
本市では野菜を毎食食べる大人の減少、家庭でいつも薄味を意識する人の減少がみられます。また、メタボリックシンドロームの該当者が増加しています。

高齢者では低栄養傾向の割合は約2割という状況で、低栄養は認知機能や免疫力の低下、筋肉量や骨量減少を引き起こすため、対策が必要です。

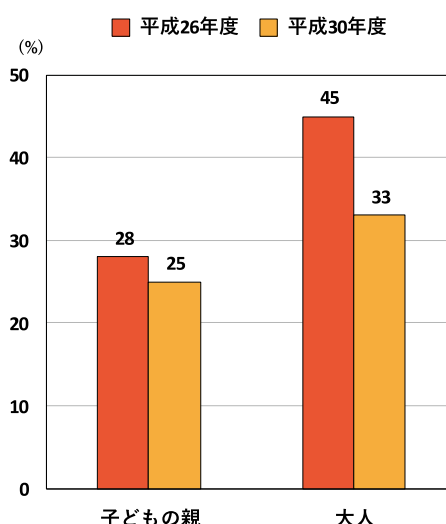
さらに、安全な食べものの購入について、約1割が特に気にしておらず、安全安心な食べものを選ぶための普及啓発も必要です。

このような状況から、「そろえよう！安全安心・バランス食」プロジェクトを行います。

問 野菜を毎食食べる



問 家庭の食事ですべて薄味を意識している



具体的な取り組み

- ・ 家庭においては、食事にご飯、野菜、たんぱく質がそろうように買い物のときから心がけ、味つけは濃くなり過ぎないように、家族みんなで素材の味を楽しむ習慣をつける。
- ・ 学校教育及び子育て支援関係者においては、子どもに三色の食べものを学習させ、バランスのよい給食をしっかりと食べてもらう。
- ・ 地域や食育関係団体等においては、地域の集まりでのバランス食の提供、しっかりと食べているかの声かけを行う。
- ・ 行政においては、啓発資料の作成や活用、試食会の開催、生活習慣病リスクの高い人等の食事相談、バランスのよい食事を用意できない方への支援を行う。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
減塩 & 適糖 Wキャンペーン	「うすあじ さっぱり しおけ控えめ」の合言葉で、キャンペーンの普及活動や相談会、塩分濃度測定器の活用、減塩料理の体験等の様々な事業を行い、減塩を広く普及させて意識の向上を図る。また、糖を適切に摂ってもらうために、食事バランスや野菜摂取についての情報を発信し、普及啓発を行う。	健康課
高齢者「食」の自立支援事業	調理が困難な状態の一人暮らしの高齢者等に栄養バランスのとれた昼食（弁当）を週5回を限度に提供し、栄養状態の改善や保持を図るとともに、安否の確認を行う。	介護保険課
小中学校での食育授業	児童生徒へ向けた食育事業では食品の栄養素や、バランスよくとることの大切さ及び体の中での働き等を指導する。	学校教育課
学校給食	学校給食摂取基準に基づいた学校給食の提供を行う。	学校給食課
学校給食食物アレルギー対応食	食物アレルギーに対応した学校給食を提供する。使用物資一覧表を作成し、学校給食に使用している原材料を正確に家庭に知らせる。（卵・乳・えび・かに・いかに対応）提供に関しては、保護者の同意をとり、調理に関しても提供に関してもダブルチェックを行い、確実に提供する。	学校給食課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 10 年度)
野菜を毎食食べる人の割合	子ども（6～17 歳）	42%	52% 以上
	大人（18 歳～）	35%	40% 以上
家庭の食事でもいつも薄味を意識している人の割合	6～14 歳の子の保護者	25%	30% 以上
	大人（18 歳～）	33%	38% 以上
低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者の割合	高齢者（65 歳～）	16%	11% 以下
食べ物の安全性に関心がある人の割合	子ども（6～17 歳）	91%	96% 以上
	大人（18 歳～）	88%	93% 以上

Ⅲ 「やってみよう！食育体験」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

2. 豊かな心づくり

(3) 料理や食事を楽しみ、食べものに感謝する

- ⑬食べものを育てる体験や生産者との交流をする
- ⑭食べものがつくられる過程を知り、命があることを知る

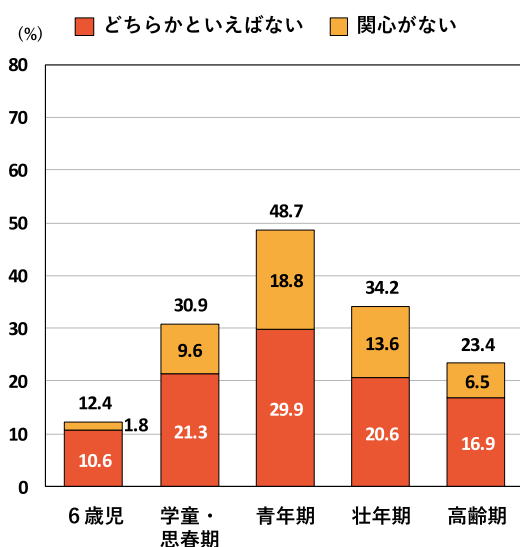
現状と課題

本市では、農業体験・漁業体験をしたことのある人が減少しており、食べものを育てる、とること（収穫、山菜採り、魚釣り等）に関心が低い状況にあります。

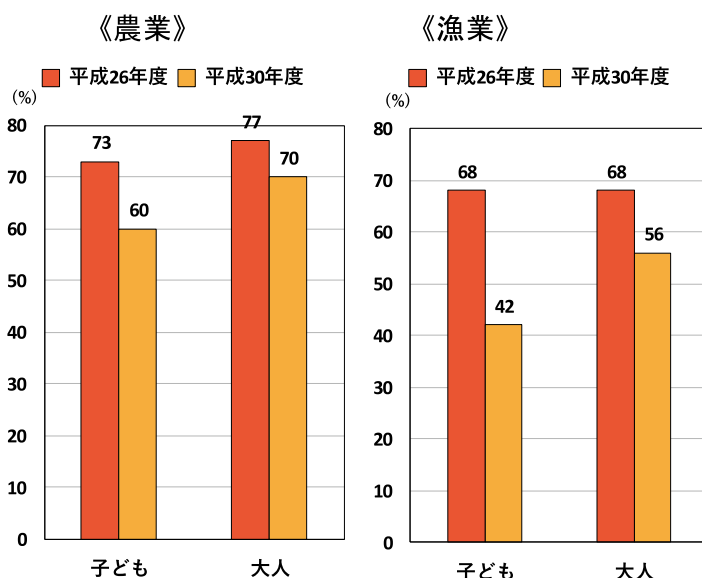
様々な食や農林漁業に関わる体験は、地域の農産物や海産物の種類、旬、育つ過程を知ることができ、食料の生産は自然の恩恵と農家や漁師等の生産者の方々の苦労のうえに成り立っていて、食べることは生き物の命をいただくことであるということの認識につながります。

このような状況から、「やってみよう！食育体験」プロジェクトを行います。

■ 食べものを育てる、食べものをとること(収穫、山菜採り、魚釣り等)に関心がない人の割合（平成30年度）



■ 農業・漁業体験の割合



具体的な取り組み

- ・家庭においては、野菜の栽培、魚釣り、調理の様々な体験で食べものの命にふれる。
- ・学校教育及び子育て支援関係者においては、地域や食育関係団体等と連携して、給食で提供される食材の収穫や学習を行い、食べものがつくられる過程を伝える。
- ・地域や食育関係団体等においては、学校等と連携して、魚等をさばくことで食べものの命を実感できる調理実習、食べものをつくる人との交流を行う。
- ・行政においては、農林水産業体験や調理体験を活発に行うため、食育関係団体と学校等との連携を支援する。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
自然の命をいただきます教室	緑の少年団を対象に植樹体験等の木育、森林環境教育、「森と川と海の大切さを学ぶ」食育体験活動を行う。	林業水産課
麦の学校事業	宇佐の麦文化を周年の体験を通じて学ぶことで、子どもたちの農業や食への関心と理解を深める。	農政課
食育授業	栄養教諭、学校栄養職員による食育授業を行う。小中学校に食育授業希望調査をし、全ての小学校1・4年生を対象とした食育授業を行う。中学校ではふるさと給食の日当日のふるさと食材についての給食指導を行っている。	学校教育課 学校給食課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和10年度)
食べ物を育てる、食べ物をとること（収穫、山菜採り、魚釣り等）に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	74%	84%以上
	大人（18歳～）	63%	73%以上
食べ物の命や作ってくれた人への感謝に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	89%	94%以上
	大人（18歳～）	84%	89%以上

コラム

麦の学校事業

麦の学校とは、小学生を対象に宇佐の麦文化を周年の体験を通じて学ぶことで、子どもたちの農業や食への関心と理解を深めるものです。

活動内容は、種まきや麦踏み、麦刈りの農作業体験や、収穫した麦を使った調理体験、スケッチ等を実施しています。体験学習を通して農業や食に関心を深めてもらえる取り組みとなっています。



Ⅳ 「伝えよう！ふるさとの味」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

2. 豊かな心づくり

(4) 食文化を理解し、伝承する

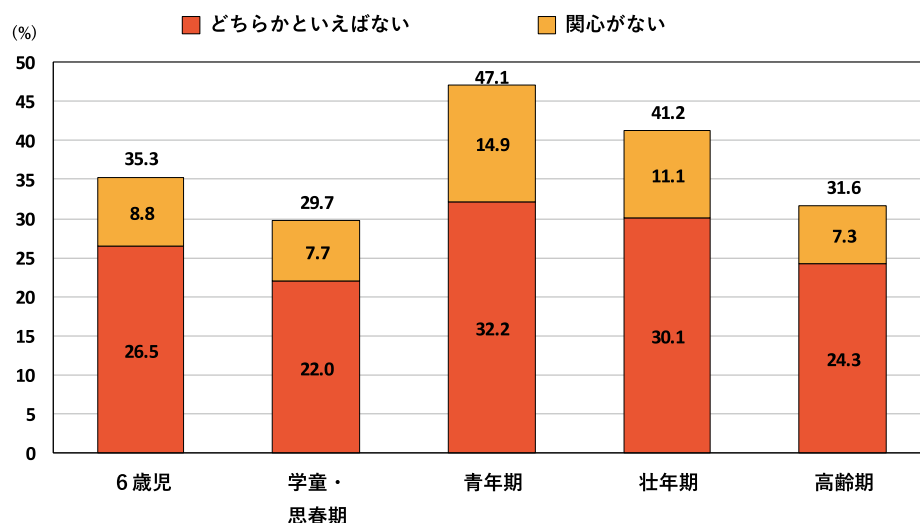
- ⑮郷土料理や行事食の歴史や作り方、味を知る
- ⑯色々な土地の食文化を知り、体験する

現状と課題

大分県や宇佐市には古くから伝わる郷土料理が数多くあり、本市では郷土料理を知っている人は増加しています。しかし、食文化（郷土料理や行事食）への関心は低く、食文化は伝えていかないと途絶えてしまいますが、若い人はあまり関心をもたないといった現状があります。

このような状況から、「伝えよう！ふるさとの味」プロジェクトを行います。

■ 食文化（郷土料理や行事食）に関心のない人の割合（平成30年度）



コラム

宇佐市の郷土料理（一部）

鶏めし



ガン汁



だんご汁



芋もち



具体的な取り組み

- ・ 家庭においては、季節ごとの行事を大切にし、日々の生活に行事食を取り入れる。また、上の世代から伝えられた郷土料理や家庭の味を食卓に並べ、次の世代に伝える。
- ・ 学校教育及び子育て支援関係者においては、季節の行事食や郷土料理の学習、調理実習、給食での提供を行う。
- ・ 地域や食育関係団体等においては、学校等と連携した郷土料理教室、地域の祭り等における郷土料理の振舞いを行う。
- ・ 行政においては、郷土料理レシピ集の作成、教室や広報での周知を行う。
- ・ 市外、県外、外国の食文化を学習、体験することで、あらためて宇佐の食文化を確認する。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
宇佐どぜう食育プログラム	日本一の生産量を誇る院内産どじょうをPRし、地域に根差した食文化の創造を図る。	農政課
世界農業遺産関連の食文化の継承	宇佐地域の在来作物「みとり豆」や椎茸の食文化の継承を通して、世界農業遺産を市民に周知する。	農政課
公民館学習事業（味の伝承講座）	ふるさとに伝わる四季折々の季節料理講座の習得及び実践を通じて、家庭や地域への伝承を図る。	社会教育課
ふるさと給食の日	学校給食における地産地消を促進し、献立、調理の工夫と改善を図るとともに、生産者の努力や地域の伝統的な食文化を大切に作る心を育成する等地場産物を活用した食育の推進を図る。	学校給食課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和10年度)
食文化（郷土料理や行事食）に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	69%	79%以上
	大人（18歳～）	59%	69%以上

コラム

ふるさと給食の日

学校給食では毎月1～2回、宇佐市の地場産物を取り入れた献立を提供しています。

ふるさと給食に合わせて、給食に使用する食材について紹介する「ふるさと給食だより」を各学校に配布します。ふるさと給食当日には栄養教諭・学校栄養職員が学校を訪問し、食材についてクイズ等を交えながらお話しします。学校給食に取り入れることで地場産物や郷土料理について知ってもらえる機会となり、地産地消にもつながります。



V 「すすめよう！地産地消」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

3. 環境と調和した地場産物づくり

(5) 地場産物を活用して、食産業・食観光を活性化する

- ②豊富な地場産物を知り、日々の食事に取り入れる
- ③地場産物を掘り起こし、価値を理解して高める
- ④地場産物を周りの人に伝え、すすめる

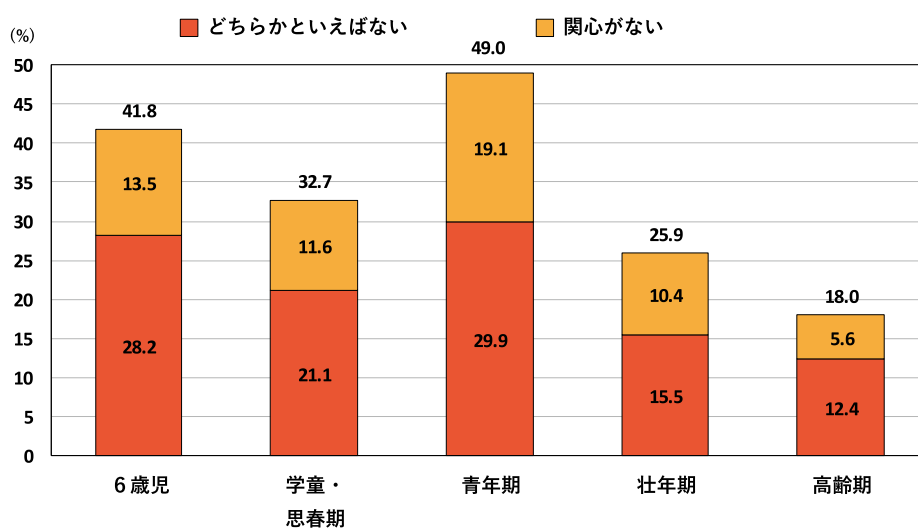
現状と課題

本市は豊富な農林畜水産物に恵まれ、その豊富な食べものを活用した加工品等も多数開発が行われています。

しかし、本市では地元食材の積極的な利用への関心は低く、地場産物が非常に高品質にも関わらず認知がされていないため、地場産物の自給率を高めるために様々な取り組みを行っている現状です。

このような状況から、「すすめよう！地産地消」プロジェクトを行います。

■ 地元食材の積極的な利用に関心がない人の割合（平成 30 年度）



具体的な取り組み

- ・ 家庭においては、食べものの生産地や生産者を意識し、食卓で話題にする。また、各種イベントで宇佐でとれる食べものを見て、味わう。
- ・ 学校教育及び子育て支援関係者においては、地場産物を給食で活用し、実際に食べるときや給食だより等で食材の紹介を行う。
- ・ 地域や食育関係団体等においては、地域の集まりで食育関係団体を招き、地場産物を使った料理教室や試食会を行い、使用した食材の紹介と販売を行う。
- ・ 農林水産業関係者においては、安全安心な食べものを生産、加工し、地域や行政と連携してイベント等で周知を行い、家庭や学校等での活用促進を行う。
- ・ 行政においては、学校給食での地場産物の活用促進、加工品開発の支援やブランド化、イベントによる普及活動を行う。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
地場産農畜産物セールスプロモーション	宇佐産品の販路開拓を進めるため県内はもとより福岡や関西、首都圏において積極的な販促 PR 活動を展開する。	農政課
学校給食地場産品利用促進事業	学校における地場産品の利用実績額と一般市場価格の差額の 1 / 2 を補助する。また、給食で利用された地場産品の学習を行うことで児童生徒の関心と理解を深める。	農政課
宇佐ブランド育成事業	安心・安全な農作物の生産及び消費拡大を図るため農作物の「ブランド化」に取り組む。また、ブランド確立を通じて、郷土の農と食に対して理解を深めてもらうことで、郷土への愛着心を培う。	農政課
長洲「浜の市」	5 月と 12 月に開催。地元で獲れた新鮮な魚や水産加工品を販売する。食育ブースを設け、レシピ付きの地元海産物配布等のイベントを実施し、地元食材への理解を深めている。	林業水産課
浜の母ちゃん料理教室	魚食普及および地産地消の推進を目的として、地元で獲れた魚介類を使った料理教室を開催する。	林業水産課
食観光推進事業	グルメフェスタの開催とスタンプラリー等のグルメキャンペーンを実施する。	観光 まちづくり課
学校給食地産地消推進事業	学校給食における地産地消を促進し、献立、調理の工夫と改善を図るとともに、生産者の努力や地域の伝統的な食文化を大切にする心を育成する等地場産物を活用した食育の推進を図る。	学校給食課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 10 年度)
地元食材の積極的な利用に関心がある人の割合	子ども (6 ~ 17 歳)	65%	75% 以上
	大人 (18 歳 ~)	68%	78% 以上

Ⅵ 「守ろう！美しい郷土」プロジェクト

〈主に関連する方向性と目標〉

3. 環境と調和した地場産物づくり

(6) 自然環境に配慮し、美しい郷土を守る

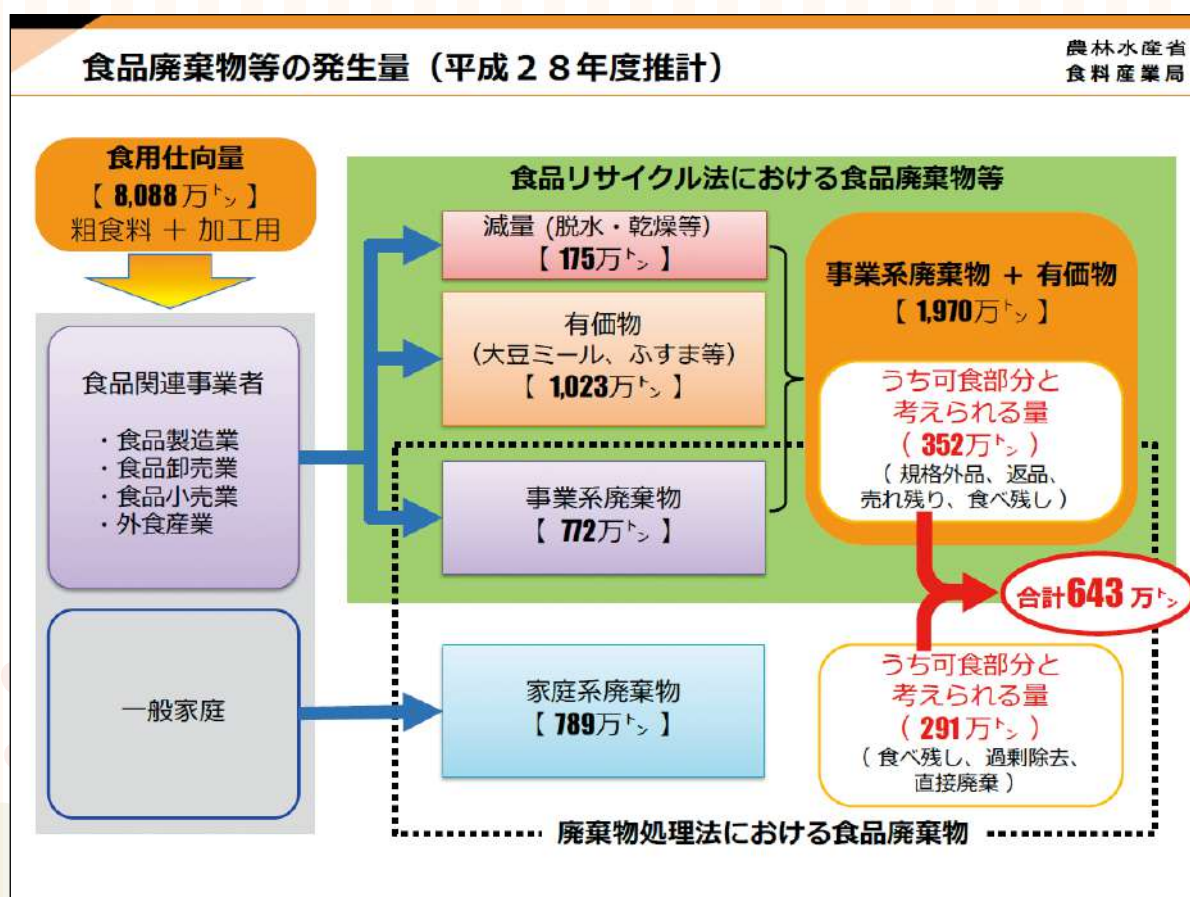
- ⑤食べ残しや捨てられる食べものを減らす
- ⑥食べきれないものの活用や生ごみの活用をする
- ⑦自然にふれ、食べものがつくられる環境を大切にする

現状と課題

本市は海・山・里の幸が豊富にとれる恵まれた環境にあり、その豊富な食べものの生産は美しい自然環境のうえに成り立っています。

しかし、本市では年間約 9,400 トンもの燃やせるごみが回収され、その削減には燃えるごみの約 4 割を占める生ごみ及び、生ごみの大部分の水分を減らすことが必要です。

このような状況から、「守ろう！美しい郷土」プロジェクトを行います。



具体的な取り組み

- ・ 家庭においては、買い物や料理をつくるときに食べ残しが出ないようにし、生ごみや廃油はそのまま捨てずに活用する。
- ・ 学校教育及び子育て支援関係者においては、できるだけ子どもたちが給食を残さないように、宇佐の自然環境やごみの問題を学習する。
- ・ 地域や食育関係団体等においては、ごみの分別とともに、生ごみ減量の工夫を呼びかける。また、食材の廃棄されがちな部分を活用したエコ食やリメイク料理の教室を行う。
- ・ 行政においては、生ごみの減量のための3きり運動等の推進や、生ごみ処理機の購入補助を行う。また、廃油やリサイクルウェアの回収や、その活用を行う。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
環境リサイクルフェア	平成 28 年度より年に 1 回実施している。リサイクルウェアの回収と併せて、環境やごみ減量等について考えるイベントで、コンポスト・電気式生ごみ処理機等の紹介をしている。	生活環境課
生ごみ減量推進事業	生ごみを減らすため、コンポスト・ボカシ容器の無償貸与・段ボールコンポストの支給・生ごみ水切り器の配布を行う。実際にごみの減量を体験することで、意識向上を目指す。	生活環境課
3きり運動	生ごみを減らすための「使いきり・食べきり・水きり」の3きり運動を推進する。	生活環境課
電気式生ごみ処理機購入費補助金	市内の店舗で購入する場合、価格の 2 / 3 ・上限 40,000 円まで補助金を交付している。	生活環境課

評価指標

指標	対象	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 10 年度)
食べ残しや食品廃棄の問題に関心がある人の割合	子ども (6 ~ 17 歳)	85%	90% 以上
	大人 (18 歳 ~)	86%	91% 以上

コラム

3きり運動

家庭ごみのうち、「生ごみ」が約 4 割を占めています。この中には、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、買い過ぎて食べきれなかった食品がたくさん含まれています。

また、生ごみには約 80%の水分が含まれています。『使いきり・食べきり・水きり』の3きり運動で、生ごみを減らし、美しい郷土を守りましょう。

☆使いきりましょう！ 必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう

☆食べきりましょう！ 料理は必要な量だけ作りましょう。食べきれなかった場合は、他の料理に作り変える等、調理方法を工夫してみましょう。

☆水きりしましょう！ 生ごみが軽くなり、悪臭の防止にもつながります。

Ⅶ 「広げよう！食育の環」プロジェクト

現状と課題

食育の取り組みは、健康や食べものの安全性、食文化、農林水産業、自然環境等のように多岐にわたっており、食育に関わる様々な人や分野が連携して行われています。また、市民一人ひとりの食育の意識の向上は、個人の力だけでは難しく、多方面からのはたらきかけが必要です。

しかし、食育の活動を行う人材の減少や高齢化、教室やイベント出展等の活動の場が減少しており、今後はさらに食育に関わる様々な人や分野が連携を強めて、より多くの市民へはたらきかけを行う必要があります。

そして、国や県で推進されている共食（誰かと一緒に食事をする）は、食事の楽しみだけでなく、健康や生活リズムにも関係することがわかっており、今後、様々な分野の取り組みにおいて、共食の場を活用することにより効果が期待されます。

このことから、「広げよう！食育の環」プロジェクトを行います。

第3次食育推進基本計画が
スタートします

食育の環と 5つの重点課題

右図は、生涯にわたって大切にしていきたい食育の全体像である「食育の環」について、特に第3次食育推進基本計画において力を入れていく視点を示した第3次版の「食育の環」です。私たちが、健全な食生活を実践し、生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、個々人が健全な食生活を送るように意識し実践するだけでなく、「生産から食卓までの食べ物の循環」や「生涯にわたる食の営み」にも改めて目を向け、それぞれの環をつなぎ、広げていくことが大切です。第3次食育推進基本計画では、特に5つの重点課題を柱に、5年間、取組を推進していきます。

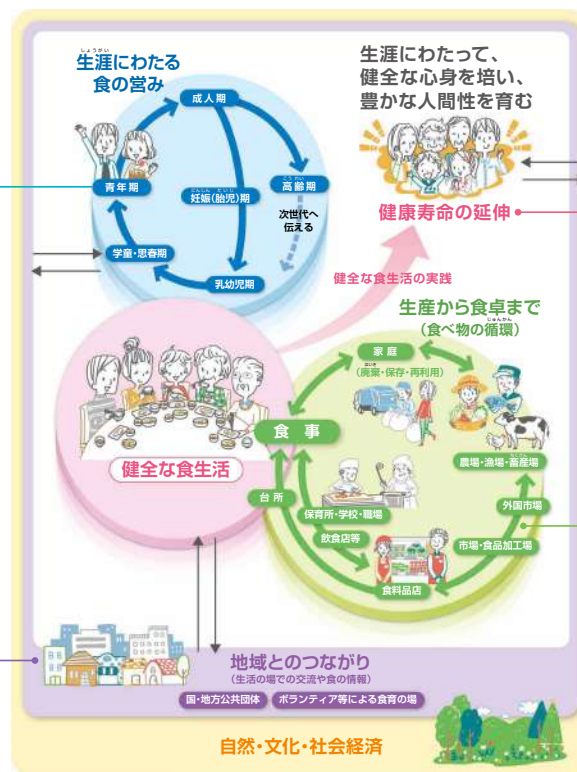
重点課題 1 若い世代を中心とした食育の推進

20歳代～30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識が低く、朝食欠食や栄養の偏りなど、他の世代より多くの課題を抱えています。若い世代が自身に健康であるために主体的に健全な食生活を実践することに加え、その知識や取組を次世代に伝えつづけるよう食育を推進します。

重点課題 2 多様な暮らしに対応した食育の推進

世帯構造や生活の多様化、社会環境の変化による様々な状況を踏まえ、地域や関係団体等の連携・協働を図りつつ、全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、共食の機会の提供等を通じた食育を推進します。

実践の環を広げよう



食育は、これまでの10年間にわたる取組の中で、着実に推進され、進展してきました。しかし、食を取り巻く社会環境が変化している中、今後は、関係者が多様に連携・協働して、これまでの個々の取組をより一層広げていく必要があります。さらなる食育の進化・深化に向け、互いに協力し合って、充実した食育活動を展開していきましょう。

重点課題 3 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康寿命の延伸のために、国民一人一人が健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて健全な食生活を実践できるよう支援を行います。また、食品関連事業者等を含む多くの関係者が主体的かつ多様な連携・協働を図りながら、減塩等の食環境の改善に取り組めるよう食育を推進します。

重点課題 4 食の循環や環境を意識した食育の推進

国民自らが食に対する感謝の気持ちを深めていくには、生産者をはじめ、多くの関係者により食が支えられていることを知ることが大切です。様々な関係者が連携しながら、生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減等、環境にも配慮しているよう食育を推進します。

重点課題 5 食文化の継承に向けた食育の推進

日本の食文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ、郷土料理、伝統食料、食事の作法など、日本の伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深め、その優れた特色を保護・継承していきけるよう食育を推進します。

出典：「第3次食育推進基本計画」啓発リーフレット（農林水産省）

具体的な取り組み

- ・ 家庭、学校教育及び子育て支援関係者、地域、食育活動団体及び個人、農林水産業関係者、行政が連携しながら食育の取り組みを行う。
- ・ 行政においては、食育に関わる様々な人が情報を交換し、連携を深められる場をつくる。また、食育を行う人材を養成し、研修会や情報提供を行い、地域での活動が活発に行われるよう支援する。そして、共食の場を活用した取り組みや、多くの方が訪れる場所やイベントで食育の普及啓発を行う。

【行政の主な取り組み】

事業名	概要	担当課
食育体験コーナー	食育推進のため、多くの市民が来場する市内イベント等において食育体験コーナーを設置し、広く市民に食育を普及啓発する。	食育推進ワーキンググループ
ヘルスマイトや栄養士会との協働	ヘルスマイト（食生活改善推進員）や大分県栄養士会と協働で食育事業を実施することで、より多くの市民へと働きかけを行い、食育の推進を図る。	健康課
食育推進会議	市内の食育に関わる様々な方々、市の食育関連部署の部課長や担当で会議を開催し、食育事業の状況報告や、お互いの活動の紹介を行う。	食育推進ワーキンググループ

評価指標

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 10 年度)
食育体験コーナーでの普及啓発対象者数	1,453 名	1,600 名以上
食育推進会議の実施	実施	継続実施

コラム

共食の場を活用した取り組み

令和元年 9 月 15 日、宇佐市食生活改善推進協議会が県の地域の共食拡大事業を活用し、文化スポーツ振興課と協働して「ラグビー来県国料理大集合」を開催しました。

ラグビーワールドカップで来県した国の料理とともに郷土料理の振舞いや宇佐産食材の紹介を行い、食後には、食育ブースを開設して食事バランスチェック、県産魚釣り、野菜のグラム当て等を行いました。



共食をするとこんないいこと

- 共食をすることは、自分が健康だと感じていることと関係しています
- 共食をすることは、健康な食生活と関係しています
- 共食をすることは、規則正しい食生活と関係しています
- 共食をすることは、生活リズムと関係しています

共食ってなに？

● 本パンフレットにおける「共食」とは、「誰かと一緒に食事をする事」を指します。「誰か」には、家族全員、家族の一部（親など）、友人、親戚などが含まれます。この「誰か」、すなわち共食する相手や人数は研究によって様々です。

● 詳細は、エビデンステーブルに掲載しています。
エビデンステーブル（農林水産省ホームページ）：
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/index.html>

出典：「食育」ってどんないいことがあるの？（農林水産省）

第2節 地域一体となって進める取り組み

食育を推進するためには、市民一人ひとりが食育のもつ意味を理解し、普段の生活の中で実行していく必要がありますが、個人の力だけでは限界があります。

そのため、食育推進関係者（学校教育及び子育て支援関係者、農林水産業関係者、食育活動団体及び個人、地域、家庭、行政）の役割を明確にし、連携を強化し、それぞれの特性を活かした取り組みを地域一体となって推進していく必要があります。

家庭の役割

- ・食育における家庭の役割は非常に大きく、家族そろって食卓を囲むことで、会話をしながら食事の楽しさを伝えるだけでなく、食事の際のあいさつやマナーを伝えます。
- ・3食の食事で生活リズムの基礎をつくり、間食をとり過ぎず、食欲を感じて食べる習慣をつけます。
- ・食品表示を確認して食べものを購入し、食べものの取扱い等に注意しながら料理をつくることで、安全安心な食べものを選ぶ力や自分で料理をつくる力をつけます。
- ・家庭菜園や調理をすることで色々な食べものに触れ、食べものへの感謝の心を育み、食卓に並ぶ料理で、季節行事や食文化、旬の味、家庭の味を伝えます。
- ・地域や学校等で行われる食育の行事に参加し、家庭の食事に活かします。

学校教育及び子育て支援関係者の役割

- ・学校、保育所、こども園等では、給食が大きな役割を担います。食事の楽しさやマナー、食文化を伝え、地場産物を活用することで地産地消を進めます。また、給食試食会や給食だよりによって、保護者への啓発を行います。
- ・教育の一環として、食事バランス、間食のとり方やむし歯予防等への関心を高めます。
- ・地域や食育活動団体等と連携した農林水産業体験、調理体験、市場見学等の様々な体験活動により、地場産物や環境への関心、食べものへの感謝の気持ちを深めます。
- ・PTAや保護者会と連携することで、日常生活の基盤である家庭の食育を進めます。

地域、食育活動団体及び個人、農林水産業関係者の役割

- ・自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会等の地域の集まり、栄養士会や農林水産業関係者、食生活改善推進協議会、グリーンツーリズム研究会、NPO法人等の地域で活動する団体や個人が連携することで、幅広い年代の方へ多岐にわたる内容の食育を推進します。
- ・地域の集まりでの料理教室や体験活動、住民同士や登下校時の声かけにより、世代間の交流や人と人とのつながりを深め、地域ぐるみで食育に取り組みます。
- ・農林水産業関係者においては、安全安心な食べものを生産、加工し、地域や食育活動団体等と連携して周知する。また、学校教育及び子育て支援関係者等と連携して、体験学習や給食への活用を促すことで、地場産物の積極的な活用につなげます。

行政の役割

- ・市民一人ひとりが正しい食育に関する知識を持つことが不可欠であることから、食育に関する総合的な情報の集約・発信及びその啓発を積極的に行います。
- ・教育、健康、農業、漁業、福祉等各分野の連携を強化し、市全体での食育推進の体制をつくり、食育を効果的かつ効率的に推進するための計画づくりや施策の立案を行います。

第3節 計画の評価指標と見直し

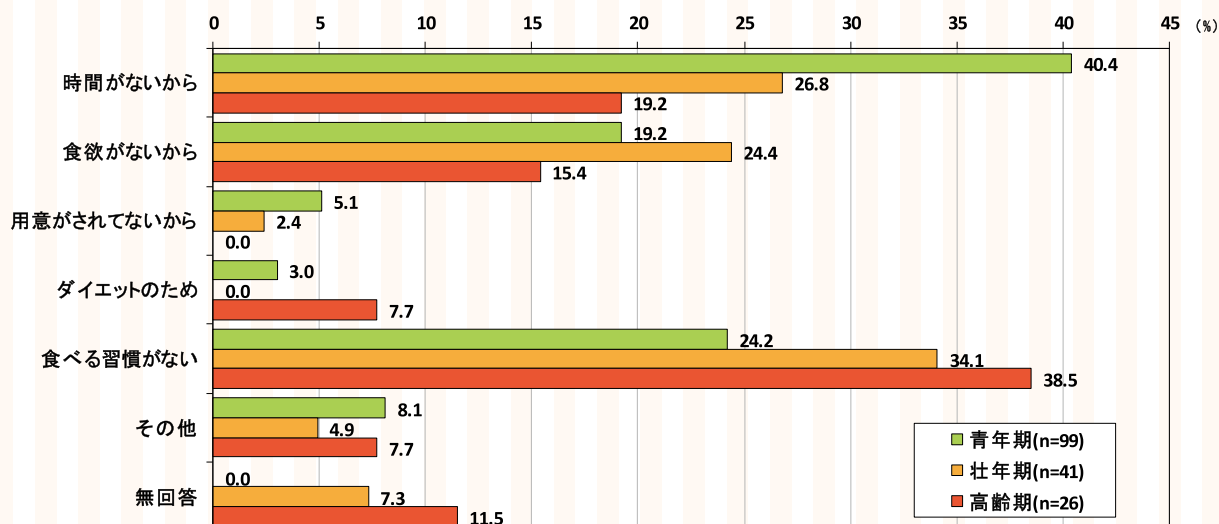
計画を効果的に推進するために、計画・実施・評価の流れを確立し、実施する取り組みによる市民の食に関する意識や行動の変化について、指標を設定して食育の効果を評価し、計画の見直しを行います。

食育推進シンボル プロジェクト名		指標	対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和10年度)
「毎日食べよう！ 朝ごはん」 プロジェクト	1	朝食を毎日食べる人の割合	子ども（6～17歳）	91%	100%
			大人（18歳～）	83%	88%以上
	2	食事バランスや規則正しい食事に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	85%	90%以上
			大人（18歳～）	81%	86%以上
「そろえよう！ 安全安心・ バランス食」 プロジェクト	3	野菜を毎食食べる人の割合	子ども（6～17歳）	42%	52%以上
			大人（18歳～）	35%	40%以上
	4	家庭の食事ですいつも薄味を意識している人の割合	6～14歳の子の保護者	25%	30%以上
			大人（18歳～）	33%	38%以上
	5	低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の割合	高齢者（65歳～）	16%	11%以下
	6	食べ物の安全性に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	91%	96%以上
			大人（18歳～）	88%	93%以上
「やってみよう！ 食育体験」 プロジェクト	7	食べ物を育てる、食べ物をとること（収穫、山菜採り、魚釣りなど）に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	74%	84%以上
			大人（18歳～）	63%	73%以上
	8	食べ物の命や作ってくれた人への感謝に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	89%	94%以上
			大人（18歳～）	84%	89%以上
「伝えよう！ ふるさとの味」 プロジェクト	9	食文化（郷土料理や行事食）に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	69%	79%以上
			大人（18歳～）	59%	69%以上
「すすめよう！ 地産地消」 プロジェクト	10	地元食材の積極的な利用に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	65%	75%以上
			大人（18歳～）	68%	78%以上
「守ろう！ 美しい郷土」 プロジェクト	11	食べ残しや食品廃棄の問題に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	85%	90%以上
			大人（18歳～）	86%	91%以上
「広げよう！ 食育の環」 プロジェクト	12	食育体験コーナーでの普及啓発対象者数		1453名	1600名以上
	13	食育推進会議の実施		実施	継続実施
その他	14	食中毒の予防（手洗い、しっかり加熱、適切な保管）に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	93%	96%以上
			大人（18歳～）	90%	92%以上
	15	一人で食事をする子ども（6～17歳）の割合	朝食	17%	14%以下
			夕食	3%	0%
	16	料理のしかたに関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	88%	90%以上
			大人（18歳～）	79%	81%以上
	17	料理や食事を楽しむことに 関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	92%	94%以上
			大人（18歳～）	86%	88%以上
	18	食事マナーや作法に関心がある人の割合	子ども（6～17歳）	91%	93%以上
			大人（18歳～）	77%	79%以上

参考資料

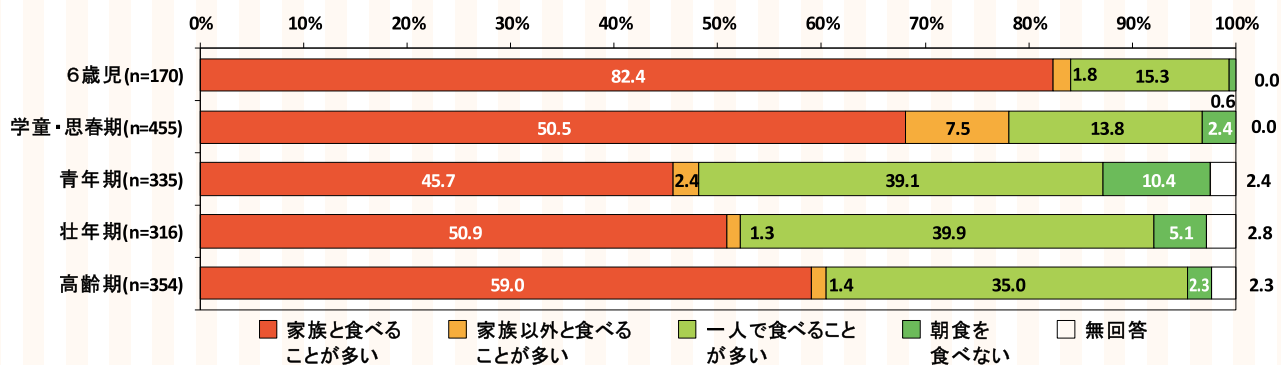
1 食をめぐる現状（本編掲載分以外）

問 朝食を毎日食べない理由は何ですか。



朝食を食べない理由としては、青年期では「時間がないから」、壮年期、高齢期では「食べる習慣がない」が最も多く、年齢による差が顕著にみられます。

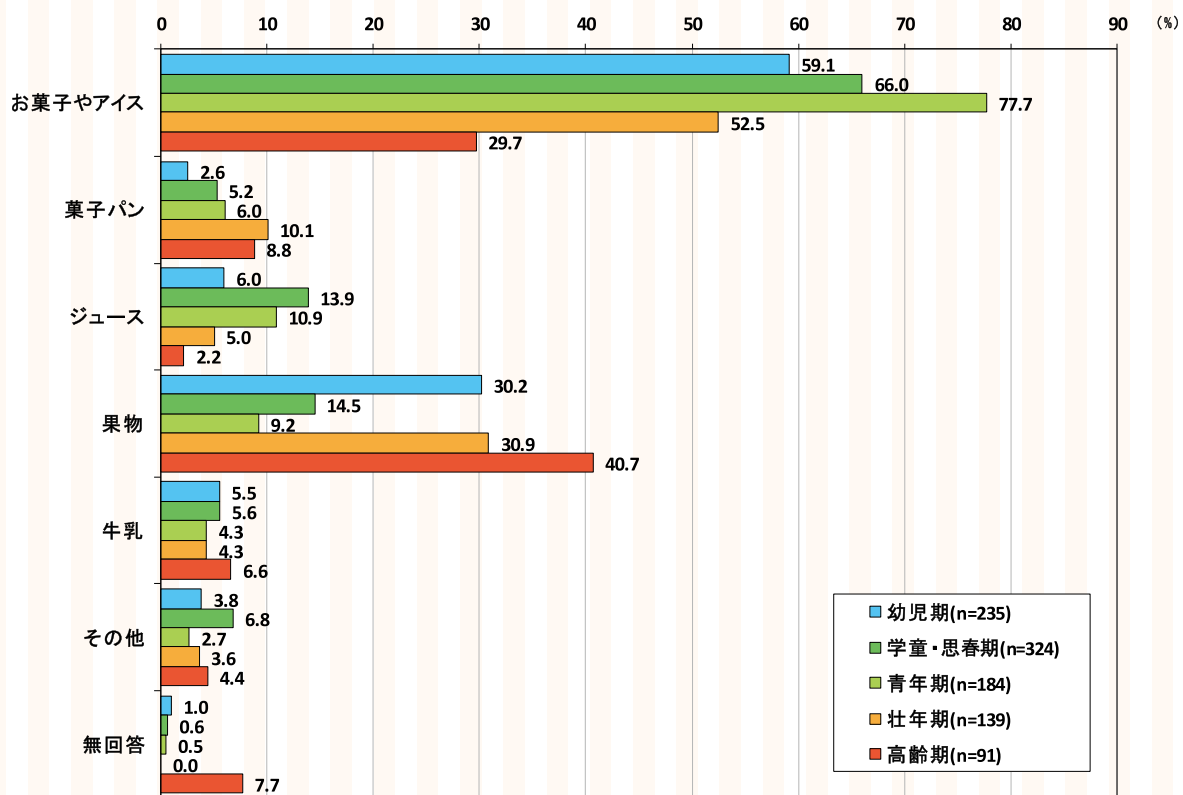
問 朝食は誰かと一緒に食べますか。



食を通じたコミュニケーションは食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を持つことは大切です。

朝食を「家族と食事が多い」は、6歳児では82.4%ですが、成長にともない減少しており、学童・思春期は50.5%と半数強となり、成人となった青年期では45.7%まで減少しており、その後は、加齢とともに増加しています。また、青年期では「朝食を食べない」が10.4%となっています。

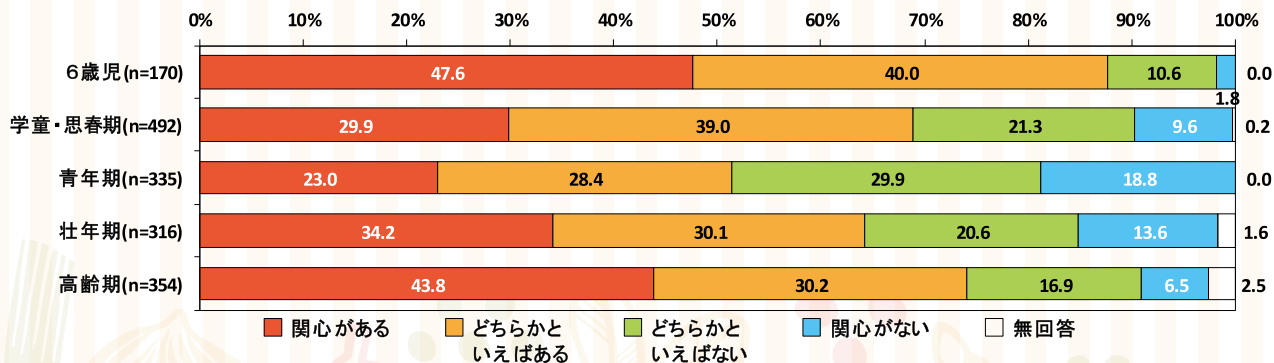
問 夕食後の間食でよくとるものは何ですか。



間食で良くとるものとしては、全年齢層とも「お菓子やアイス」が最も多くなっています。次いで「果物」が多くなっていますが、幼児期、壮年期、高齢期に比べると、青年期や学童・思春期での摂取率は少なくなっています

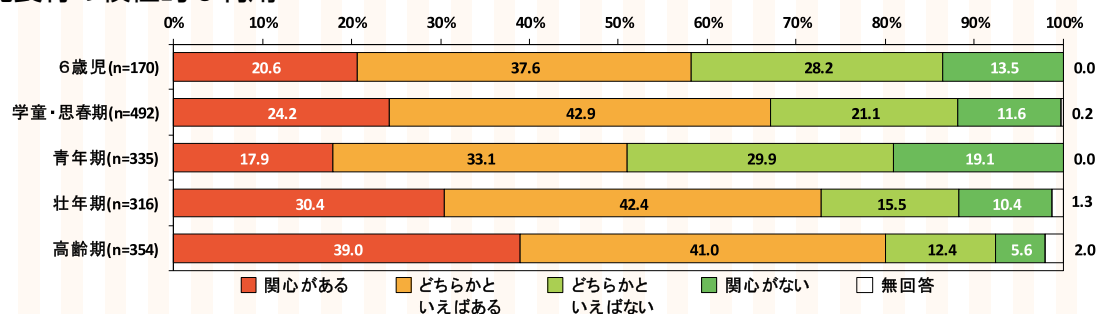
問 次の食育に関する項目に関心がありますか。

■ 食べ物を育てる、食べ物をとる（収穫、山菜採り、魚釣り等）



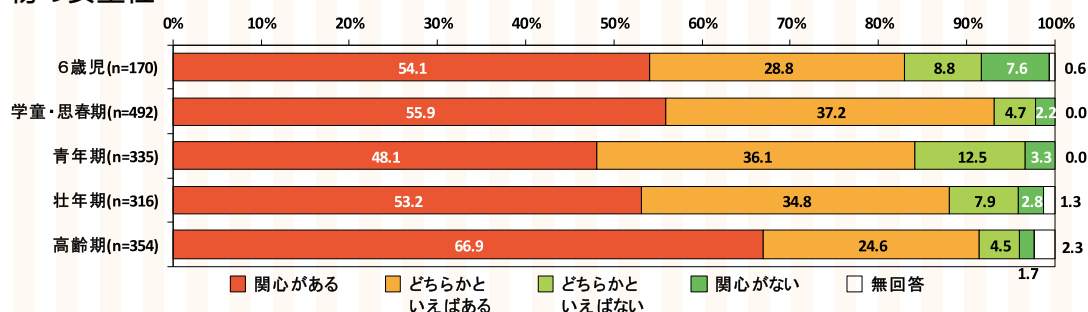
食べ物を育てる、食べ物をとるという項目において、青年期の関心の低さが目立ちます。

■ 地元食材の積極的な利用



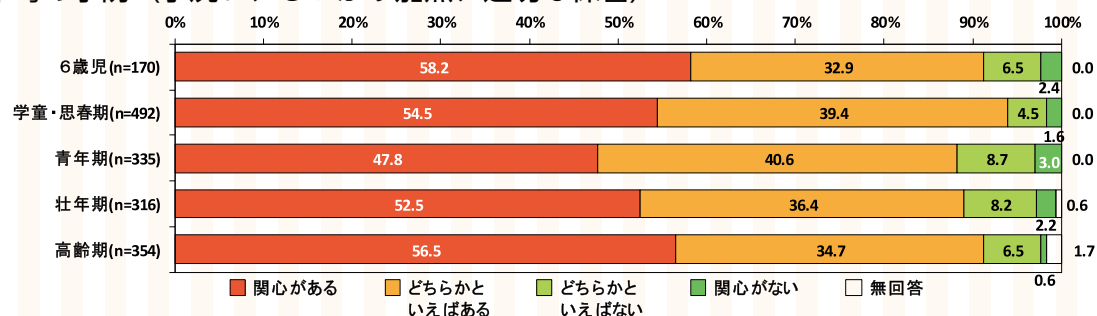
地元食材の積極的な利用でも、青年期で少なくなっています。

■ 食べ物の安全性



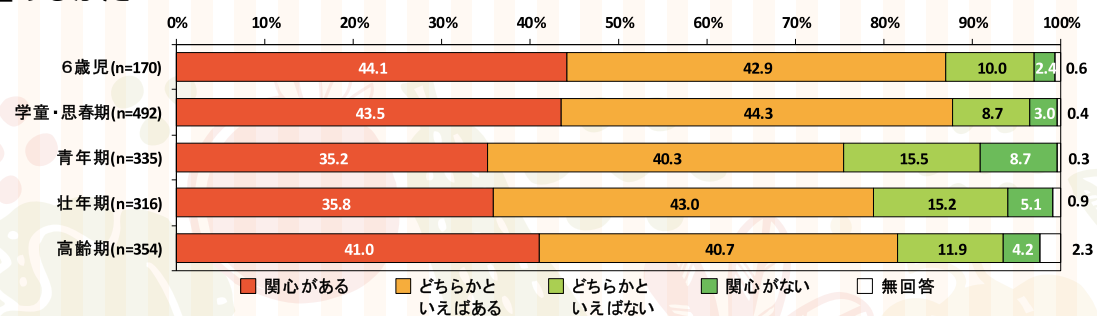
食べ物の安全性については、他の項目に比べると、年齢間の差は少ない方になります。

■ 食中毒の予防（手洗い、しっかり加熱、適切な保管）



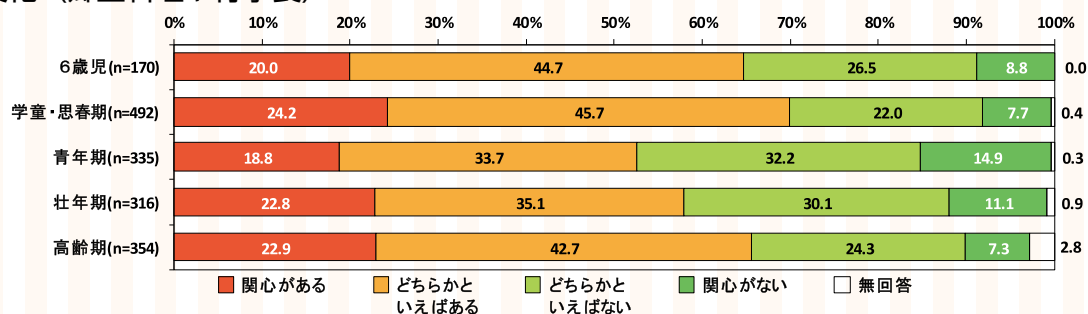
食中毒の予防に関心がある（「関心がある」＋「どちらかといえばある」）割合は、どの年齢層でも90%前後あり、関心の高さがうかがえます。

■ 料理のしかた



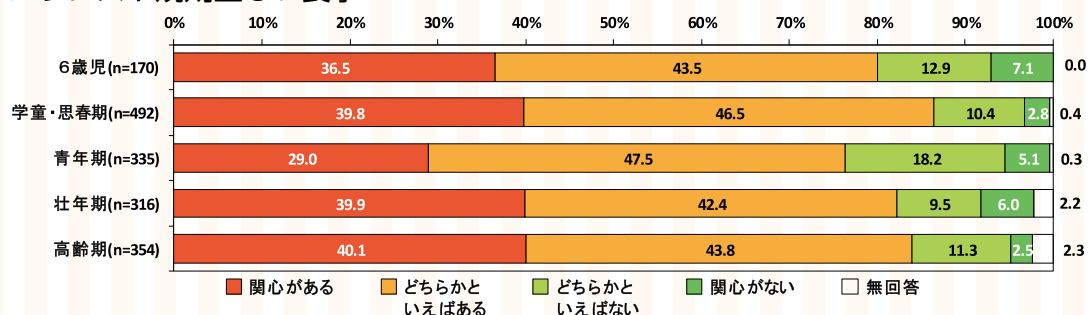
料理のしかたについては、6歳児、学童・思春期の方が関心が強くなっています。

■ 食文化（郷土料理や行事食）



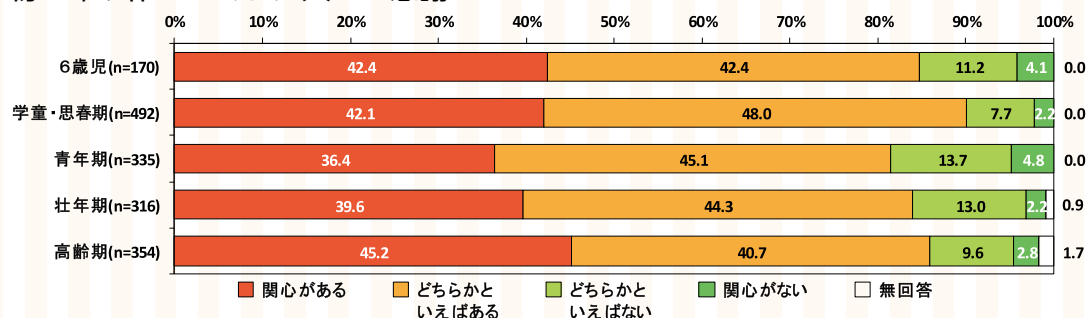
食文化については、青年期で関心の低さが目立ちます。

■ 食事バランスや規則正しい食事



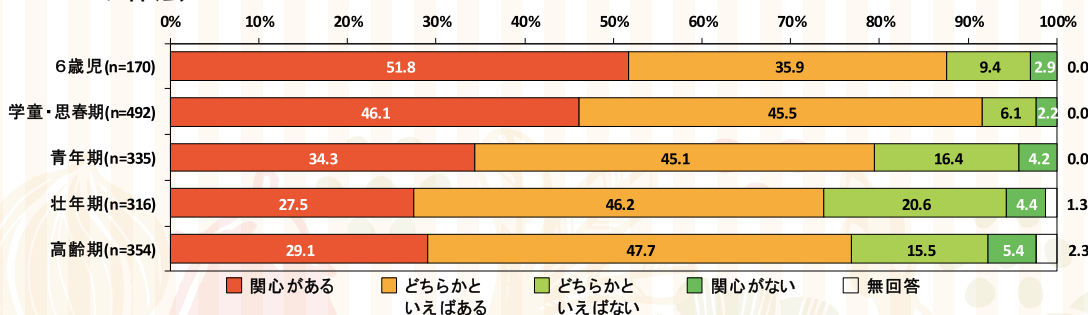
食事バランスや規則正しい食事についても、青年期で関心の低さが目立ちます。

■ 食べ物の命や作ってくれた人への感謝



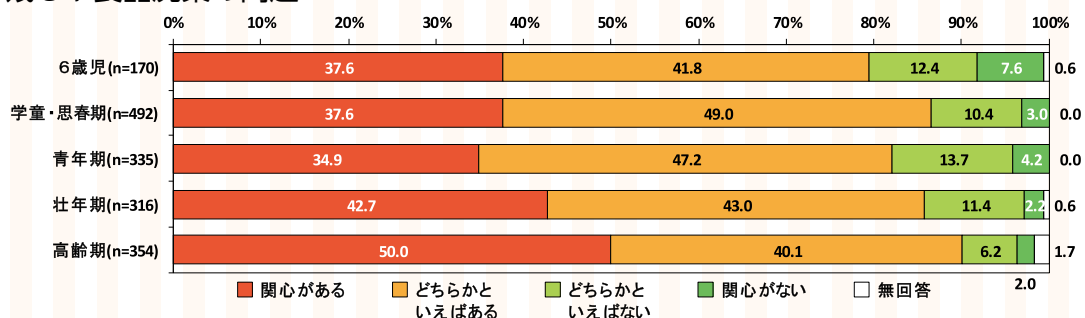
食べ物の命や作ってくれた人への感謝については、各年齢層も80%台の関心度となっています。

■ 食事マナーや作法



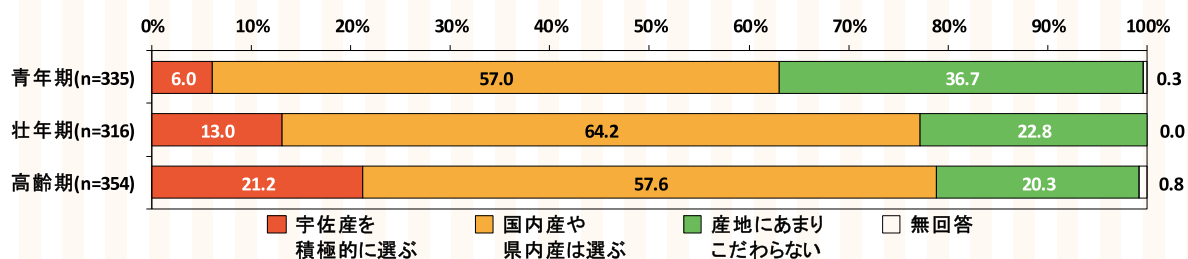
食事マナーについては、6歳児、学童・思春期では90%程度が関心があると答えていますが、年齢が高くなるとともに、関心が薄くなっています。

■ 食べ残しや食品廃棄の問題



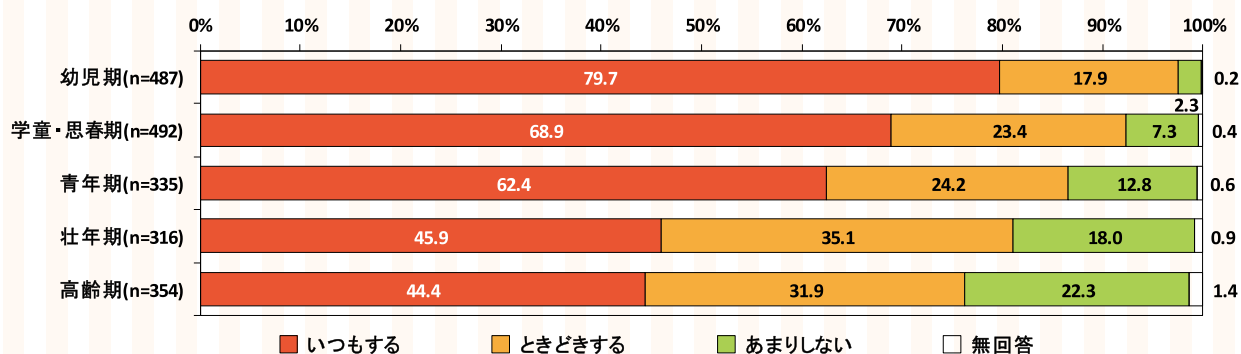
食べ残しや食品廃棄の問題については、年齢が高くなるほど関心が高くなっています。

問 食べ物を買ったり食べたりするときに宇佐産を選びますか。



食べ物を買ったり食べたりするときに宇佐産を選ぶかどうかをみると、「宇佐産を積極的に選ぶ」は、青年期では 6.0%ですが、壮年期は 13.0%、高齢期は 21.2%と多くなっています。

問 家庭での食事のときに『いただきます』や『ごちそうさま』等のあいさつをしていますか。

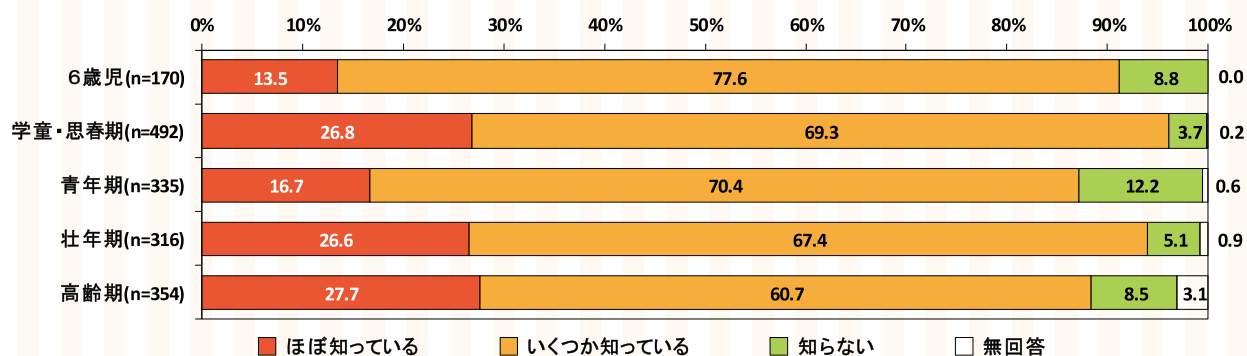


家庭での食事のときに『いただきます』や『ごちそうさま』等のあいさつについては、幼児期が最も多く、年齢を重ねるごとに少なくなり、高齢期では 44.4%となっています。

問 宇佐市の郷土料理で知っているものはありますか。

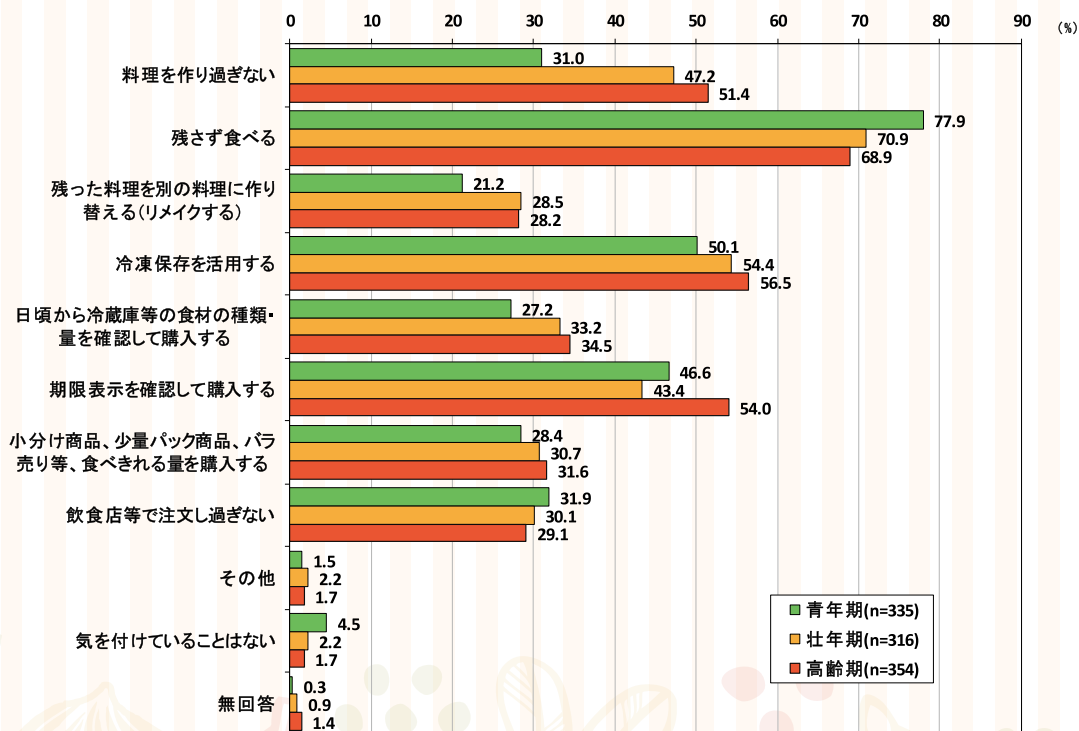
〈宇佐市の郷土料理〉

・鶏めし ・アミめし ・みとりおこわ ・すっぽん鍋
 ・鶏唐揚げ ・だんご汁 ・カチエビちらし寿司
 ・ガン汁 ・芋もち



宇佐市の郷土料理については、6歳児と青年期で「ほぼ知っている」が10%台にとどまっています。

問 食品を無駄にしない（食品ロスを発生させない）ために気を付けていることはありますか。



食品を無駄にしない（食品ロスを発生させない）ために気を付けていることとしては、「残さず食べる」は年齢の低いほど、「冷凍保存を活用する」、「料理を作り過ぎない」等は、年齢が高いほど多くなっています。

その他にも、「期限表示を確認して購入する」も多くあげられています。

2 食育推進事業一覧

Ⅰ 「毎日食べよう！朝ごはん」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
元気なうさぎを育てる食育事業	地域子育て支援拠点、保育園等と協働し、保護者を対象に「早寝早起き」「朝ごはんを食べよう」等の食育の内容にそったミニ講話や調理実習を行う。	子育て支援課
5 か月児離乳食教室	5 か月児のびのび教室の会場で「離乳食教室」を実施。お粥のすりつぶしと食べさせ方の実習、だしの取り方、段階をふみながら食材をふやしていくこと等話す。	子育て支援課
ごっくん・もぐもぐ・かみかみ教室	乳児期を対象に隔月1回実施。離乳各期に応じた離乳食の進め方と、とりわけ離乳食の試食。実際の料理をみて目安の量や大きさを確認できる。	子育て支援課
10 か月児すくすく教室栄養相談	10 か月児教室で個別の栄養相談を実施。離乳食後期の進め方や幼児食への移行等を指導し、悩みや不安の解消をはかる。	子育て支援課
小・中学校にて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	各学校において特別活動や授業の中で朝食の大切さ等、学習する。また、家庭と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」の実践に向けた取り組みを工夫する。	学校教育課
Ⅱ 「そろえよう！安全安心・バランス食」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
減塩＆適糖Wキャンペーン	「うすあじ さっぱり しおけ控えめ」の合言葉で、キャンペーンの普及活動や相談会、塩分濃度測定器の活用、減塩料理の体験等の様々な事業を行い、減塩を広く普及させて意識の向上を図る。また、糖を適切に摂ってもらうために、食事バランスや野菜摂取についての情報の発信し、普及啓発を行う。	健康課
母子健康手帳交付時の個別指導	母子健康手帳交付時に窓口で「妊娠期・授乳期の食習慣」「からだにやさしい食事（減塩）」「葉酸をとりましょう」等食育の啓発を図る。	子育て支援課
妊婦教室	妊娠生活で大切な栄養・食事についての話を行う。（体重コントロール、貧血予防、食事バランス等）	子育て支援課
妊婦健診結果栄養指導	妊婦健診の結果票で尿糖が高い方や血圧が高い方へ個別に連絡し、食事指導等行う。	子育て支援課
1歳6か月児健診時栄養相談	1歳6か月児健診で個別の栄養相談を実施。幼児食の進め方や間食のとり方等を指導し、悩みや不安の解消を図る。	子育て支援課
3歳6か月児健診時栄養相談	3歳6か月児健診で個別の栄養相談を実施。幼児食の進め方や規則正しい食習慣の確立にむけての指導をし、悩みの解消を図る。	子育て支援課
5歳児すこやか相談会時栄養相談	5歳児すこやか相談会で個別の栄養相談を実施。悩みの解消をはかる。規則正しい食習慣の確立に向けて偏食、少食、丸のみ、早食い等の対処法について指導する。	子育て支援課
高齢者「食」の自立支援事業	調理が困難な状態の一人暮らしの高齢者等に栄養バランスのとれた昼食（弁当）を週5回を限度に提供し、栄養状態の改善や保持を図るとともに、安否の確認を行う。	介護保険課

Ⅱ 「そろえよう！安全安心・バランス食」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
小中学校での食育授業	児童生徒へむけた食育事業では食品の栄養素や、バランスよくとることの大切さ及び体の中での働き等を指導する。	学校教育課
学校給食	学校給食摂取基準に基づいた学校給食の提供を行う。	学校給食課
学校給食調理	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理を徹底した給食調理を行う。適切に食材を取扱い食中毒予防につとめ、安心安全な学校給食を提供する。	学校給食課
学校給食食物アレルギー対応食	食物アレルギーに対応した学校給食を提供する。使用物資一覧表を作成し、学校給食に使用している原材料を正確に家庭に知らせる。(卵・乳・えび・かに・いかに対応) 提供に関しては、保護者の同意をとり、調理に関しても提供に関してもダブルチェックを行い、確実に提供する。	学校給食課
学校給食フェスタ	学校給食について理解を深めるために、学校給食フェスタを実施する。学校給食メニューの提供や情報発信、調理場内の見学等を行う。	学校給食課

Ⅲ 「やってみよう！食育体験」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
ピアサポート事業(クッキングクラブ)	障がいのある人の余暇活動や文化活動の支援として、料理教室を開催している。	福祉課
うさここ♡ハッピーフェスタでの食育体験コーナー	子育てイベントにおいて食育体験コーナーを設置し、県産魚の普及や災害時の備え等テーマをしぼって広く市民に普及啓発する。	子育て支援課
麦の学校事業	宇佐の麦文化を周年の体験を通じて学ぶことで、子どもたちの農業や食への関心と理解を深める。	農政課
自然の命をいただきます教室	緑の少年団を対象に植樹体験等の木育、森林環境教育、「森と川と海の大切さを学ぶ」食育体験活動を行う。	林業水産課
公民館学習事業	各公民館での年間活動や自主サークル活動のなかで様々な料理教室を開催し、食に関する知識や調理法の学習を行う。	社会教育課
食育推進プロジェクト(大人の料理塾)	食に関する基礎知識を総合的に楽しく学んでもらう場として、平成 22 年度から成人を対象とした料理教室を開催している。	社会教育課
食育授業	栄養教諭、学校栄養職員による食育授業を行う。小中学校に食育授業希望調査をし、全ての小学校 1・4 年生を対象とした食育授業を行う。中学校ではふるさと給食の日に当日のふるさと食材についての給食指導を行っている。	学校教育課 学校給食課

Ⅳ 「伝えよう！ふるさとの味」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
宇佐どぜう食育プログラム	日本一の生産量を誇る院内産どじょうを PR し、地域に根差した食文化の創造を図る。	農政課
世界農業遺産関連の食文化の継承	宇佐地域の在来作物「みとり豆」や椎茸の食文化の継承を通して、世界農業遺産を市民に周知する。	農政課
公民館学習事業(味の伝承講座)	ふるさとに伝わる四季折々の季節料理の習得及び実践を通じて、家庭や地域への伝承を図る。	社会教育課

Ⅳ 「伝えよう！ふるさとの味」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
ふるさと給食の日	地元でとれた旬の特産品を使った学校給食「ふるさと給食」を毎月 19 日前後の「食育の日」前後に実施している。 学校給食における地産地消を促進し、献立、調理の工夫と改善を図るとともに、生産者の努力や地域の伝統的な食文化を大切にする心を育成する等地場産物を活用した食育の推進を図る。	学校給食課

Ⅴ 「すすめよう！地産地消」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
加工品開発	民間事業者の地場産品を活用した加工品開発を支援する。	農政課
地場産農畜産物セールスプロモーション	宇佐産品の販路開拓を進めるため県内はもとより福岡や関西、首都圏において積極的な販促 PR 活動を展開する。	農政課
学校給食地場産品利用促進事業・地場産品利用拡大事業	学校における地場産品の利用実績額と一般市場価格の差額の 1 / 2 を補助する。	農政課
学校給食地場産品利用促進事業・食育学習推進事業	給食で利用された地場産品の学習を行うことで児童生徒の関心と理解を深める。	農政課
宇佐ブランド育成事業	安心・安全な農作物の生産及び消費拡大を図るため農作物の「ブランド化」に取り組む。また、ブランド確立を通じて、郷土の農と食に対して理解を深めてもらうことで、郷土への愛着心を培う。	農政課
長洲「浜の市」	5 月と 12 月に開催。地元で獲れた新鮮な魚や水産加工品を販売する。食育ブースを設け、レシピ付きの地元海産物配布等のイベントを実施し、地元食材への理解を深めている。	林業水産課
長洲みなと朝市	漁業者による魚介類の直売を実施する。	林業水産課
浜の母ちゃん料理教室	魚食普及および地産地消の推進を目的として、地元で獲れた魚介類を使った料理教室を開催する。	林業水産課
食観光推進事業	グルメフェスタの開催とスタンプラリーのグルメキャンペーンの実施する。	観光まちづくり課
学校給食地産地消推進事業	学校給食における地産地消を促進し、献立、調理の工夫と改善を図るとともに、生産者の努力や地域の伝統的な食文化を大切にする心を育成する等地場産物を活用した食育の推進を図る。	学校給食課

Ⅵ 「守ろう！美しい郷土」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
電気式生ごみ処理機購入費補助金	市内の店舗で購入する場合、価格の 2 / 3 ・ 上限 40,000 円まで補助金を交付している。	生活環境課
環境リサイクルフェア	平成 28 年度より年に 1 回実施している。リサイクルウェアの回収と併せて、環境やごみ減量等について考えるイベントで、コンポスト・電気式生ごみ処理等の紹介をしている。	生活環境課
30・10 運動	食品ロスを減らすため「宴会の最初の 30 分間とお開き前の 10 分間は席に着いて料理を味わい、食べ残しを減らす運動」の推進。	生活環境課

Ⅵ 「守ろう！美しい郷土」プロジェクト		
事業名	概 要	課 名
3きり運動	生ごみを減らすための「使いきり・食べきり・水きり」の3きり運動を推進する。	生活環境課
生ごみ減量推進事業	生ごみを減らすため、コンポスト・ボカシ容器の無償貸与・段ボールコンポストの支給・生ごみ水切り器の配布を行う。実際にごみの減量を体験することで、意識向上を目指す。	生活環境課
廃食油回収	家庭から回収した廃食油を公用車の燃料にリサイクルする。	生活環境課

Ⅶ 「広げよう！食育の環」プロジェクト		
事業名	概要	課名
食育人材バンクの受付窓口	県内各地で講習会等に食育指導者を派遣する県の制度。『食生活』『食文化』『生産体験交流』『環境』『連携』の5つの分野があり、目的に応じた講師を派遣。	食育推進ワーキンググループ
食育料理教室	食生活改善推進協議会と協働で、子どもへの食育教室、郷土料理教室、健康バランス食等を伝える料理教室を市内各地で行う。	食育推進ワーキンググループ
食育体験コーナー	食育推進のため、多くの市民が来場する市内イベント等において食育体験コーナーを設置し、広く市民に食育を普及啓発する。	食育推進ワーキンググループ
食育推進会議	市内の食育に関わる様々な方々、市の食育関連部署の部課長や担当で会議を開催し、食育事業の状況報告や、お互いの活動の紹介を行う。	食育推進ワーキンググループ
ヘルスメイトや栄養士会との協働	ヘルスメイト（食生活改善推進員）や大分県栄養士会と協働で食育事業を実施することで、より多くの市民へと働きかけを行い、食育の推進を図る。	健康課
栄養教諭による学校訪問食育指導	栄養教諭の専門性を生かした指導により食育の推進を図る。小学校1・4年生と中学校1年生でテーマを決めて栄養教諭及び学校栄養職員による授業を実施している。また、学校の実情に応じて、総合的な学習や家庭科等での食育の授業やPTAと連携した食育研修を行っている。	学校教育課
小・中学校での食育の推進	それぞれの学校の特性に応じ、年間指導計画「食に関する指導」を作成し、食に関する指導を行う。	学校教育課

3 食育推進会議設置要綱・食育推進本部設置要綱

宇佐市食育推進会議設置要綱

平成 22 年 4 月 27 日

告示第 124 号

改正 平成 27 年 3 月 6 日告示第 32 号

(設置)

第 1 条 宇佐市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、広く市民の意見を聴くため、宇佐市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の普及及び推進に関すること。
- (2) 宇佐市食育推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、食育の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 食育推進会議は、構成員 10 人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が選出する。

- (1) 学校教育及び子育て支援に関係する者の代表
- (2) 農業、漁業等に関する活動を行う者の代表
- (3) 食育に関する活動を行う者の代表
- (4) 識見を有する者
- (5) 市民代表

(会長及び副会長)

第 4 条 食育推進会議に会長及び副会長を 1 人置き、構成員の互選によって定める。

- 2 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 構成員の任期は 2 年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 構成員の任期満了後、新たな構成員を選出し会長及び副会長を定めるまでに開かれる会議は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは構成員以外の者の出席を求める事ができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、福祉保健部健康課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 27 年 3 月 6 日告示第 32 号）

この告示は、公示の日から施行する。

宇佐市食育推進本部設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日
要綱第 8 号

改正 平成 21 年 4 月 24 日要綱第 12 号
平成 22 年 4 月 27 日要綱第 7 号
平成 27 年 10 月 2 日要綱第 25 号
平成 30 年 12 月 14 日要綱第 17 号

(設置)

第 1 条 食育推進のため、宇佐市食育推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宇佐市食育推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 食育の総合的な促進に関すること。
- (4) 食育の推進に係る普及・啓発に関すること。
- (5) その他食育の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部長及び副本部長がともに欠けたとき又は事故があるときは、福祉保健部長が本部長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 本部の実施事項を事前に調査・検討するため、本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、構成員 25 人以内で組織する。
- 3 ワーキンググループの構成員は、各関係課の職員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、調査・検討を効率的に行なうため、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 5 ワーキンググループ及び分科会の組織及び運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第 7 条 本部及びワーキンググループの事務局は、福祉保健部健康課に置く。

- 2 事務局長には健康課長を、事務員には健康増進係の職員をもって充てる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 24 日要綱第 12 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 27 日要綱第 7 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 2 日要綱第 25 号）
この要綱は、平成 27 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日要綱第 17 号）
この要綱は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名
本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	福祉保健部長
”	経済部長
”	教育次長
”	健康課長
”	福祉課長
”	子育て支援課長
”	介護保険課長
”	農政課長
”	林業水産課長
”	商工振興課長
”	観光まちづくり課長
”	学校教育課長
”	社会教育課長
”	学校給食課長
”	生活環境課長
”	安心院支所市民サービス課長
”	院内支所市民サービス課長

4 第三次宇佐市食育推進計画策定関係者名簿

宇佐市食育推進会議委員

役 職	所 属	氏 名
会長	大分県栄養士会北部支部	小幡 広子
副会長	宇佐市婦人団体連合会	糸永 則子
委員	宇佐市PTA連合会	赤松 由香
//	宇佐市認可保育園・認定こども園連絡協議会	長岡 恵子
//	農業者代表（認定農業者組織うさファーマーズ）	久保田昭廣
//	大分県農業協同組合 北部事業部	江藤 広憲
//	大分県漁業協同組合 宇佐支店	豊永 孝子
//	宇佐市食生活改善推進協議会	森山せつ子
//	安心院町グリーンツーリズム研究会	時枝 仁子
//	宇佐市自治会連合会	小松 和孝

宇佐市食育推進本部

役 職	職 名	氏 名
本部長	副市長	信國 和徳
副本部長	教育長	竹内 新
本部員	福祉保健部長	松木美恵子
//	健康課長	出口 昭子
//	福祉課長	奥野 博文
//	子育て支援課長	祥雲 弘一
//	介護保険課長	岡部 輝明
//	経済部長兼農政課長	河野 洋一
//	林業水産課長	吉武 裕子
//	商工振興課長	後藤 優
//	観光まちづくり課長	尾方 勇司
//	教育次長	上田 誠之
//	学校教育課長	竹下富美子
//	社会教育課長	メ野 勝教
//	学校給食課長	久井田 裕
//	生活環境課長	新納 孝明
//	安心院支所市民サービス課長	樋田 義弘
//	院内支所市民サービス課長	井上 涼治

宇佐市食育推進ワーキンググループ

所 属	氏 名
福祉課 障害者福祉係	小野 祐輔
子育て支援課 母子保健係	中嶋めぐみ
介護保険課 高齢者支援係	酒井 義幸
農政課 6次産業創造推進係	藤本 晃平
林業水産課 水産係	中山 丈広
商工振興課 企業立地推進室	吉野 秀栄
観光まちづくり課 観光振興係	古居千夏子
学校教育課 指導係	都 昌子
社会教育課 生涯学習係	大森 章裕
学校給食課 宇佐学校給食センター	上野 恵美
生活環境課 リサイクル推進係	川上 愛
安心院支所市民サービス課 健康福祉係	吉田 香織
院内支所市民サービス課 健康福祉係	久保 佳子

5 第三次宇佐市食育推進計画策定の経過

平成 30 年 10 月 3 日	平成 30 年度食育推進会議・食育推進ワーキング会議 合同会議	第三次宇佐市食育推進計画策定趣旨及び策定スケジュールについて
11 月 12 日	平成 30 年度食育推進本部会議	//
平成 31 年 1 月～2 月	健康づくりに関する市民アンケート調査	市民 5500 人（無作為抽出）に送付し、2093 件回収（回収率 38.1%）
令和元年 6 月 25 日	食育推進計画策定に関わる関係団体懇談会	10 団体（宇佐市食育推進会議委員）の活動に関する成果や課題等について
8 月 29 日	令和元年度第 1 回食育推進ワーキング会議	アンケート調査結果、計画書の目次構成等について
9 月 30 日	令和元年度第 2 回食育推進ワーキング会議	現状と課題、計画の方針、具体的施策について
11 月 29 日	令和元年度第 1 回食育推進会議・食育推進ワーキング会議 合同会議	計画書（素案）について
12 月 13 日	令和元年度食育推進本部会議	//
1 月 20 日～ 1 月 31 日	パブリックコメント	計画書（素案）に対する意見と募集

